

茨城むつみ農業協同組合

DISCLOSURE REPORT 2023



JA茨城むつみイメージキャラクター
「むつみん」

JA綱領

—わたしたちJAのめざすもの—

わたしたちJAの組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。



はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

J A茨城むつみは、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当J Aに対するご理解を一層深めていただくために、当J Aの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌「2023 J A茨城むつみの現況」を作成いたしました。

皆さまが当J Aの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年5月

茨城むつみ農業協同組合

本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

J Aのプロフィール (令和5年1月31日現在)

◇設 立	平成6年2月
◇本店所在地	茨城県猿島郡境町
◇出 資 金	2,047百万円
◇総 資 産	128,483百万円
◇単体自己資本比率	15.77%
◇組 合 員 数	10,478人 (うち正組合員 6,745人)
◇役 員 数	30人 (うち常勤役員 4人)
◇職 員 数	278人 (うち臨時職員82人)
◇機 構	本店、6支店、6営農センター、7事業所 5配送センター、5グリーンショップ、2農産物直売所

ホームページ

当J Aに関する情報はインターネットのホームページでも紹介しています。



<https://www.jamutsumi.com/>

目 次

基礎資料編

1

トップメッセージ	2
事業の概況（令和4年度）	4
事業活動のトピックス（令和4年度）	6
農業振興活動	7
地域貢献活動	9
リスク管理の状況	12
自己資本の状況	15
系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）	16
金融ADR体制への対応	17
事業のご案内（信用事業）	18
J A の概況・組織	23
機構図	23
役員構成	24
職員数	24
組合員数	25
組合員組織の状況	25
店舗等のご案内	26
地区一覧	27
特定信用事業代理業者の状況	27
会計監査人の名称	27

経営資料編

29

決算の状況	30
貸借対照表	30
損益計算書	32
キャッシュ・フロー計算書	34
注記表	35
剰余金処分計算書	45
部門別損益計算書	46
財務諸表等の正確性等にかかる確認	48
会計監査人の監査	48
損益の状況	49
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	49
2. 利益総括表	50

3. 資金運用収支の内訳	50
4. 受取・支払利息の増減額	50
経営諸指標	51
1. 利益率	51
2. 貯貸率・貯証率	51
3. 職員一人当たり及び一店舗当たりの指標	51
貸倒引当金の期末残高及び貸出金償却の額	52
貸倒引当金の期末残高及び期中増減額	52
貸出金償却の額	52
各事業実績	
信用事業（貯金に関する指標）	52
信用事業（貸出金等に関する指標）	53
信用事業（内国為替取扱実績）	57
信用事業（有価証券に関する指標）	57
信用事業（有価証券等の時価情報等）	59
共済事業	62
購買事業	63
販売事業	64
保管事業	64
利用事業	65
指導事業	65
その他事業	66
直売事業（直売所）	67

自己資本の充実の状況編 69

自己資本の構成に関する事項	70
自己資本の充実度に関する事項	71
信用リスクに関する事項	72
信用リスク削減手法に関する事項	76
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	78
証券化エクスポージャーに関する事項	78
出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	78
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	79
金利リスクに関する事項	80

基礎資料編

トップメッセージ	2
事業の概況（令和4年度）	4
事業活動のトピックス（令和4年度）	6
農業振興活動	7
地域貢献活動	9
リスク管理の状況	12
自己資本の状況	15
系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）	16
金融ADR体制への対応	17
事業のご案内（信用事業）	18
J Aの概況・組織	23
機構図	23
役員構成	24
職員数	24
組合員数	25
組合員組織の状況	25
店舗等のご案内	26
地区一覧	27
特定信用事業代理業者の状況	27
会計監査人の名称	27

トップメッセージ

地域農業を支え、農業所得の向上を支え協同の力で、豊かで暮らしやすい地域社会の実現に貢献出来る様、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合活動に努力してまいります。

1) 組合員の暮らし向上のため、営農指導体制強化に最優先で取り組みます。

2) 組合員・利用者・地域住民の皆さまのご要望等を十分反映させながら、明るく豊かな地域づくりと透明性の高い健全経営に努め、持続的な貢献ができるよう財務体質を強化します。

経営理念

収益改善と事業戦略との整合性を図ることを目指し、事業の規模、組合員の利用状況（来所・来店の頻度・利用内容等）、組合員の満足度、生産性（収支管理・労働生産性等）、地域密着性などの観点をつまみ、機能再編に積極的に取り組みます。

経営
管理体制

経営方針

◇経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、生産組織や女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

ごあいさつ

組合員の皆さまと、当JA各種事業をご利用いただいている皆さまには、常日頃より当JA事業に対し、ご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

JA茨城むつみの経営方針、業務内容等、多くの経営状況を皆さまにご紹介するため、わかりやすくまとめたディスクロージャー誌「JA茨城むつみの概況」を作成させていただきました。この小冊子により、皆さまの当JAに対するご理解をより一層深めていただければ幸いに存じます。

令和2年から続いた新型コロナウイルスは、マスク着用の個人判断や感染症法上の位置づけが「5類」に移行する決定をするなど、これまでの措置が見直され、徐々に元の状況に戻りつつありますが、ロシアのウクライナ侵攻にはじまった世界情勢悪化で資源価格が高騰したことにより、農業経営は大きな影響を及ぼされました。

このような状況のなか、当JAといたしましては「農業者所得の増大」「持続可能で安心して暮らせる豊かな地域社会の確立」「農業、地域・暮らしを支える組織・事業基盤強化」「積極的・効果的な情報発信への取組み」を目標に掲げ、さまざまな事業活動を行う中で、バックライス商品化や新茶審査、学校給食へ農産物提供などの農業振興活動、フードパントリーや医療従事者へ農産物の寄贈などの地域貢献活動を行ってまいりました。また、農協の根本である営農経済事業の収支改善をめざす営農経済マスタープランを実行し、営農経済指導力や生産物販売力の強化、サービス向上などの改善を行うことで農業と地域・暮らしを支えて行く為の組織・事業基盤強化を図る取組みを進めてまいりました。さらには、これらの取組みを発信していくことを最重要と位置づけ広報誌や機関誌、SNS等を使って対外広報活動や、管内選出の議員に対して情報収集・政策要請等を通じた課題解決に向けての取組みなども行ってまいりました。

今後も組合員・地域の皆さまのご意見、ご要望に応えられるJAづくりを進めてまいります。役職員一丸となり、農業者の所得増大と地域活性化の実現へ取り組んでまいりますので、皆さまの変わらぬご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。



令和5年5月

茨城むつみ農業協同組合

代表理事組合長 石塚 克己

事業の概況（令和4年度）

◇経営環境と令和4年度の業況・事業実績・損益状況の概要

農林水産業情勢及び金融経済環境その他の組合を取り巻く環境

国内農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化、荒廃農地の発生や宅地等への転用等による農地面積の減少に加え、人口減少に伴う農産物・食品の国内マーケットの縮小など、依然として厳しい状況です。また、新型コロナウイルス感染拡大からの経済回復によるエネルギー需要の増加やロシアによるウクライナ侵攻等に伴うエネルギー価格の上昇、供給低下による物価上昇の傾向にあり、飼料や農業資材を始めとした農業・食品産業への影響が出ています。

当農協をとりまく環境は厳しさを増しておりますが、この厳しさを転換のチャンスと捉え、組織改革・経営改善に挑戦してまいります。

組合の当該事業年度における主要な事業活動の内容及び成果

新3カ年計画の第1年次として、農業者の所得増大、持続可能で安心して暮らせる豊かな地域社会の確立、農業、地域・暮らしを支える組織・事業基盤強化を目標に掲げ、「コスト低減肥料利用拡大」や「契約販売による所得安定化」などに取り組みました。昨年に続きコロナ禍の年ではありましたが、加工用キャベツの販売目標4カ年連続達成や経済分野では省力資材の普及や営農指導の体制強化を図り、Webを積極的に活用しJA自己改革を支える人材育成に取り組みました。

収支面においては、事業利益が108,630千円（前年対比89%）となり、経常利益は191,241千円（前年対比93%）となりました。

◇決算概況をふまえ対処すべき組合の課題

イ. 所得増大に向けた販売力強化

農業者の所得増大に向けて系統外出荷者の訪問活動を行い、新規部会員獲得に取組み主力品目の面積拡大を図ります。また、市場との協議を進め、契約取引数量・品目拡大を目指します。

ロ. 組合員や地域との結びつきの強化

JA暮らしの活動を今後も継続実施し、組合員・地域住民との関係強化に取り組み、暮らしの安全・安心の提供と地域活性化を目指します。

ハ. 本支店体制整備の着実な実践

JAグループ茨城「本支店体制整備方針」に基づき、支店人数最低基準の充足に向けて取り組みます。

また、あるべき支店体制整備を基に、信用・共済兼務担当者を勘案して配置すると共に営農販売・経済渉外担当者がお互いに連携し情報を共有できる体制の構築も進めます。

ニ. コンプライアンス（法令遵守）体制の強化

基本方針・行動規範・コンプライアンス意識の周知徹底、内部管理態勢の構築等をコンプライアンスプログラムに策定し実践しています。各店舗においてコンプライアンス・マニュアルを活用した研修会を継続的に開催し、コンプライアンス意識を高めていきます。また、自主検査の実施・内部統制チェックリストによる点検を通して確実な業務の遂行に取り組んでまいります。

◇令和4年度決算の概要と主要業務の概況

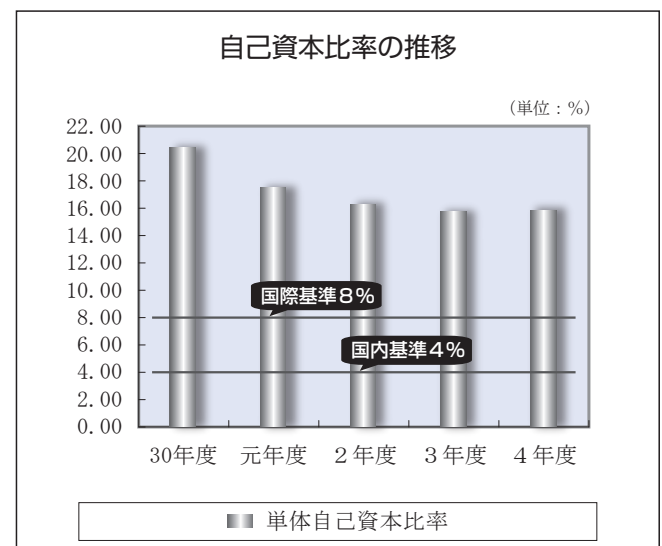
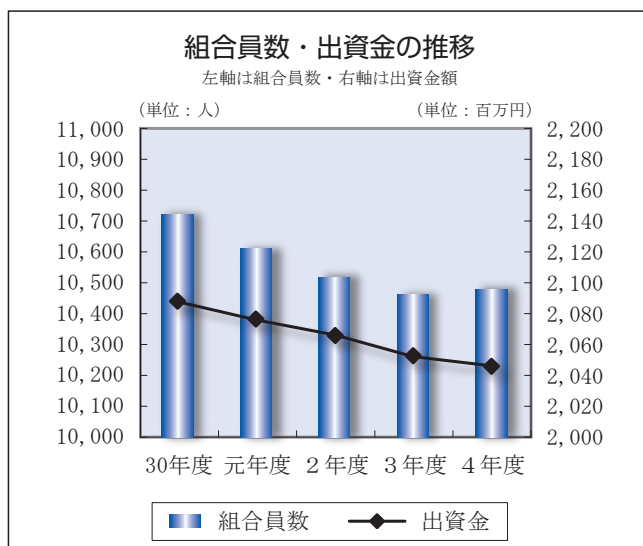
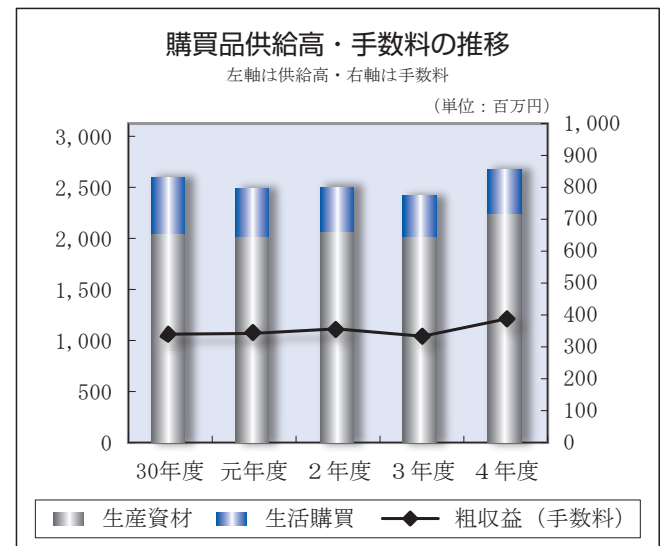
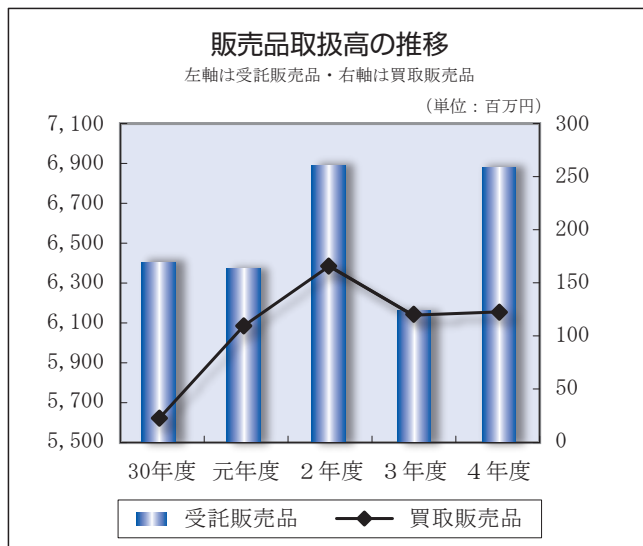
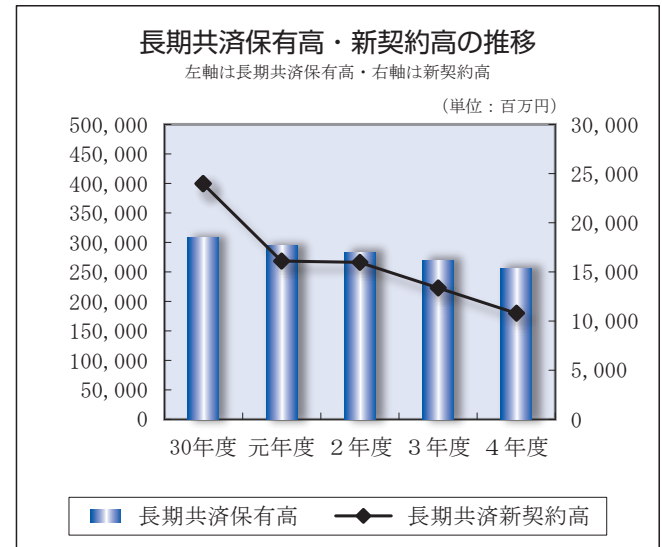
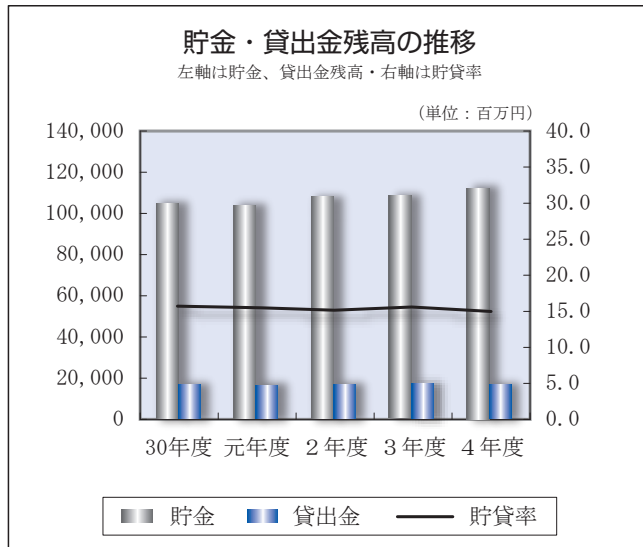
資産・負債の状況

総資産については1,284億円、うち信用事業資産は1,182億円、貸出金は179億円、預金勘定は868億円。また、負債合計については1,209億円、うち信用事業負債は1,195億円、貯金勘定は1,193億円となり、資本合計については78億円となりました。

損益の状況

当期の事業総利益は19億9,261万円、また、経常利益は1億9,124万円、税引前当期利益は1億2,371万円となりました。

主要事業実績・業績の推移



事業活動のトピックス（令和4年度）

むつみ感謝DAY開催

茨城むつみは11月12日、19日、26日の3日間、各支店でむつみ感謝DAYを開催しました。イベントでは、食料品や野菜果物、肥料農薬の販売、農機具の展示などを行い約2800名の方にご来場いただきました。

また、くらしの活動の一環として来場された方にJ Aオリジナル緑茶「さしみの息吹」の配布や地元野菜、J A米コシヒカリの無料配布、キッズコーナーではヨーヨーすくいやスーパーボールすくいなどを行いました。



古河市フードパントリーへ新鮮農産物を寄贈

茨城むつみは1月27日、食を通じた社会貢献活動の一環として生活が苦しいひとり親世帯や子ども食堂利用者を支援しようと古河市福祉協議会にJ A管内の野菜とJ A米コシヒカリ、ハムの詰め合わせセット、飲料水のさしみの息吹を寄贈しました。

この取り組みは物価高騰等の影響により増加する生活困窮世帯にフードパントリーを通して食糧支援を行い、地域共生社会の実現に向けた活動として行われました。



獣魂祭

J A茨城むつみ養豚部会は1月13日、三和支店敷地内にある獣魂碑で獣魂祭を執り行いました。読経の音が響くなか、出席者は鎮魂の祈りと感謝を込めて一人一人焼香をし、畜産事業の安全と発展を祈願しました。



年金友の会 大相撲古河場所を楽しむ

8月11日の山の日、古河市の「イーエスはなもも体育館」で開催された、「令和4年夏巡業大相撲古河場所」に協賛団体として参加し、地元産コシヒカリ玄米10俵を日本相撲協会へ贈りました。

またコロナ禍の影響で行事を断念していた年金友の会の会員に楽しんでもらおうと呼びかけ、同会員108名が参加し、観客席は大盛り上がりでした。



デイサービスぬくもり

10月5日に運動会を行いました。パリオリンピック（笑）に向けて選手宣誓を発し、紅組・白組に分かれて競い合いました。万国旗に飾られた施設内ではパン食い競争や玉入れ、借り物競争など白熱。

中にはスタッフも入り交じり声援も飛び交うものになり、リハビリも兼ねて皆さま終始笑ったり一生懸命体を動かしたり楽しい一日となりました。

農業振興活動

1. 農畜産物のPRに向けた取り組み

◇地元のコシヒカリをパックご飯へ 安心安全な無添加製造

J A 茨城むつみはコシヒカリのパックご飯を商品化しました。パックご飯は、同 J A 管内の地元農家から直接買い付けた米を加工品にすることにより、米食の拡大や農業所得の増大につなげたいと商品開発が進められてきました。商品は、酸化剤などの添加物を一切使用しない無添加製法にこだわり、一般的なトレーによる蒸気炊飯ではなく、ひと手間かけた大釜でのガス直火炊きとシャリ切り製法で作られ、ふっくらとつやのあるご飯に仕上がっています。



◇新茶審査会

J A 茨城むつみ茶生産部会は11日、茨城むつみ本店にて新茶の審査会を開きました。これは全国レベルのお茶を目指し、品質向上に向けて毎年開催されている恒例行事で、同部会員、石塚組合長、J A 役職員ら15名が審査を行いました。

審査員は、各生産者が持ち寄ったお茶の外観（形状、色沢）・香気・水色・滋味を基準に審査しました。その結果、どのお茶も外観、水色がとても良く、「香りがよく、とてもいい仕上がり」と好評を得ました。

◇直売所でお客様感謝フェア開催

J A 茨城むつみ道の駅ごか農産物直売所では、出荷者が組織する販売組合主催で11月20日、「お客様感謝フェア」を開催しました。これは、直売所を利用してくださるお客様への日頃の感謝の気持ちを込めて行われているものです。地元五霞町の特産「やつがしら」を使用したけんちん汁の無料配布や直売所で1,500円以上お買い上げの方に翌日から使用できる1,000円の商品券を数量限定で配布しました。



◇総和地区 長ナスを給食に提供

総和地区園芸部会は6月21日から29日のうち4日間で、古河市立学校給食センターと自校給食室をもつ7つの小学校に長ナスの無償提供を行いました。

この取り組みは以前より度々実施されているもので、児童・生徒たちに地元の農産物への関心を高めてもらうために行っています。提供された長ナスは茨城県銘柄推進産地指定を受けており、市場からも高い評価を得ています。今回はナスの味噌炒めに調理されて児童・生徒たちへ振舞われました。

2. 営農指導強化に向けた取り組み



◇更なる販売力強化へ 真空予冷施設更新

3月1日、境第一出荷場で「真空予冷施設」の安全祈願と竣工記念式典を開きました。真空予冷施設は境地区、総和地区、三和地区、猿島地区の4地区に設置されて、4施設とも老朽化が進んでいました。今後も農産物の安定した鮮度を保ち青果物の有利販売を行う為には、早急に更新が必要であり、利用者との協議を重ねて更新に至りました。真空予冷施設は野菜の温度を3度前後まで下げて鮮度を保ち、一度に600ケースの野菜を真空予冷することができます。

◇専門職員が農家経営総合支援

J A茨城むつみは、農業従事者に代わり複式簿記による記帳代行、税理士による決算書、所得税・消費税の申告書等の作成提出、源泉徴収、年末調整の事務代行などを行っています。これは、会員の申告や経理事務の負担を減らし、農家が農業に専念できる環境づくりと適正な納税を実現することが目的です。面談会では、J A選任担当者が参加者と一対一で面談しました。



3. 担い手の確保・支援に向けた取り組み

◇調印式

6月7日、J A茨城むつみ本店にて、外国人技能実習生受入農家の受入及び契約更新調印式が行われました。これは、当J Aと受入農家が外国人実習生制度の実施に関して委託契約を締結するために行っているもので、今年も昨年一昨年と同様に、新型コロナウイルス感染対策として密を避けるため時間帯を2つに分けて実施されました。

4. 食農教育に向けた取り組み

◇管内小学生が田植え・稲刈り体験

管内の小学生が管内の田んぼで、田植え・稲刈り体験をしました。この活動は、児童の保護者が組織する「おやじの会」が総合学習の一環として毎年行っており、J Aが全面協力しています。児童たちは自分たちが裸足になって植えた稲を自分たちで刈り取りました。



地域貢献活動

1. 社会貢献活動（社会的責任）

当組合は、国内外の農政課題に対して、消費者・地域市民と連携した「食育」「安全・安心」「地産地消」「都市と農村の交流」を進めています。

また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービスなどを提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

2. 地域貢献活動

□全般に関する事項

当組合は、境町、五霞町、古河市、坂東市の一部を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当組合の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当組合では資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、JAの総合事業をつうじて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

□地域への資金供給の状況

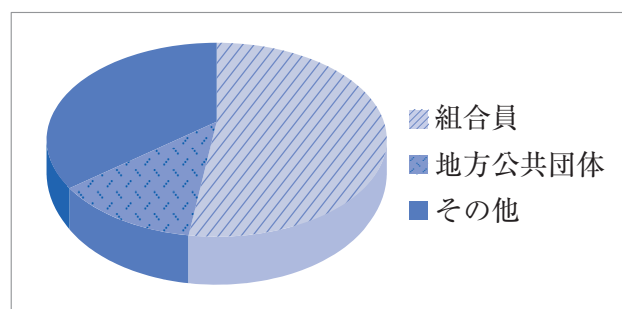
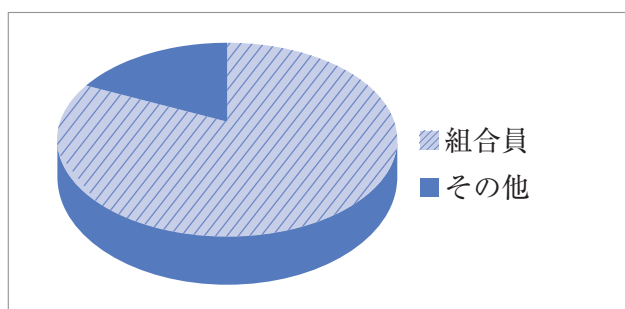
当組合では、農業経営拡大資金の農業経営に必要な資金、農業近代化資金・新認定農業者育成特別資金等の制度資金、公共団体資金、また、JA住宅ローン・JAマイカーローン・JA教育ローンを始めとする各種ローンなど、用途に応じた各種資金を取り揃え、組合員の皆さまの多様な資金ニーズにお応えしております。

○貯金残高 (単位：千円)

組 合 員	97,681,763
そ の 他	21,689,370
合 計	119,371,133

○貸出金残高 (単位：千円)

組 合 員	9,342,995
地 方 公 共 団 体	2,147,680
そ の 他	6,410,608
合 計	17,901,283



□文化的・社会的貢献に関する事項

当組合では、地域行政イベントへの積極参加を通じて、地元農産物の地産地消に貢献しています。また、地元小中学生を対象とした絵や作文及び書道コンクールを実施し、食の大切さ、農業の大切さを教育に役立てていただいております。年金相談会を開催して、新規受給者の獲得に努めました。また、年金友の会を通してグラウンド・ゴルフ大会・観劇会など高齢者の健康や生きがい作りに貢献しております。毎月J Aだよりを発行して組合員の皆さまへより多くの情報をお届けできるよう努めております。



◇医療従事者へ農畜産物を寄贈

新型コロナウイルス対応に尽力する医療従事者への感謝と激励を込めて、西南医療センター病院にJ A管内の野菜と銘柄のローズポーク、バラを贈りました。寄贈は野菜生産部会、養豚部会、花き生産部会の協力のもと行われ、管内の特産物を楽しんでもらおうと、各地区の特産物を集め寄贈をしました。



◇新入児童に黄色い帽子を寄贈

当組合は、境町役場で交通安全帽子の贈呈式を行いました。贈呈した交通安全帽子は、児童の交通安全対策のため、J A全国共済連県本部から、新入学児童に毎年無償で配布されているものです。



◇むつみWeek day開催

J A茨城むつみでは、6月15日～6月24日のうち6日間、各支店でむつみWeek dayを開催しました。イベントは利用者の皆さまに日頃の感謝を伝えるために行われたもので、新鮮な野菜果物や食料品、肥料農薬の販売などが実施され、平日であったにもかかわらず多くの方にご来場いただきました。また「くらしの活動」の一環として、来場された方にJ Aオリジナルパックご飯『ふっくらむつみごはん』の配布を行いました。

◇広報誌の発行

当組合では、地域の農産物・生産者の紹介のほか、営農情報やキャンペーン・イベントなど、さまざまな情報を載せた広報誌を作成し、正組合員の皆さまへ配付しております。

◇地区だより

組合員・利用者から各地区支店を身近に感じ、ご理解いただくことを目的に支店職員が手作りで作成した「地区だより」を発行し、地域の話題や支店からのお知らせなど、身近な情報を定期的に発信しています。



3. 地域密着型金融への取り組み（中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況を含む）

□農業者等の経営支援に関する取り組み方針

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「最も重要な役割のひとつ」として位置づけ、お客さまからのお借入れ条件の変更等のご相談やお申込みに柔軟に対応するよう、また、お客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善への取組みをご支援できるよう努めてまいりました。

「中小企業金融円滑化法」は平成25年3月末に期限を迎えましたが、引き続きこれまでと同様に真摯かつ丁寧に対応してまいります。

□農業者等の経営支援に関する態勢整備

◇金融円滑化にかかる措置の状況を適切に把握するための体制の概要

- （1）組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、当組合の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、必要に応じて理事会へ報告することとしております。
- （2）信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」、金融部を「金融円滑化管理責任部署」として、当組合全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- （3）各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化にかかる対応状況を把握し、金融部へ報告することとしております。
- （4）各支店では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

◇金融円滑化にかかる措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

- （1）金融円滑化責任部署を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組めます。
- （2）農業者のお客さまに関しては、当組合の営農部門とも連携し、経営相談等行う体制を整備しております。
- （3）経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当組合職員に対し、必要な研修、指導を行っております。

□農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

農業経営拡大資金をはじめとする各種農業資金や、認定農業者育成特別資金などの制度資金の取り扱いを通じて農業者の経営・生活をサポート致します。

□ライフサイクルに応じた担い手支援

新規就農者への経営・生活のサポートといたしまして、就農支援資金などを取り扱っております。

リスク管理の状況

◇リスク管理体制

組合員・利用者の皆さまに安心してJ Aをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

①信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当J Aは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署（債権審査課）を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当J Aでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当J Aの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的を開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での

取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「災害時対応要領」を策定しています。

◇PDCAサイクルによるリスク管理

下に示すP→D→C→Aのプロセスを繰り返すPDCAサイクルによって、業務の継続的改善を図ります。

Plan（計画）	過去の実績や将来の予測などをもとにして業務計画を作成
Do（実行）	計画に沿って業務を実施
Check（評価）	計画に沿って業務が行われているか否かを検証
Action（改善）	不備や改善点が発見された場合には、PDCAサイクルのどこに問題があったのかを検証し、不備の発生原因に対して改善策を講じる



◇マネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスク管理、反社会的勢力への対応

〔マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針〕

茨城むつみ農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組めます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門に各業務の主管部署・各支店にコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、不測の事態に備えてBCPを設定し、継続すべき業務の着実な遂行を目指しています。

◇内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとされていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年1月末における自己資本比率は、15.77%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	茨城むつみ農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	79億30百万円（前年度78億75百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的又は量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当ＪＡの貯金は、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との２重のセーフティネットで守られています。

◇「ＪＡバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、ＪＡバンク会員（ＪＡ・信連・農林中金）総意のもと「ＪＡバンク基本方針」に基づき、ＪＡ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「ＪＡバンクシステム」といいます。

「ＪＡバンクシステム」は、ＪＡバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の２つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

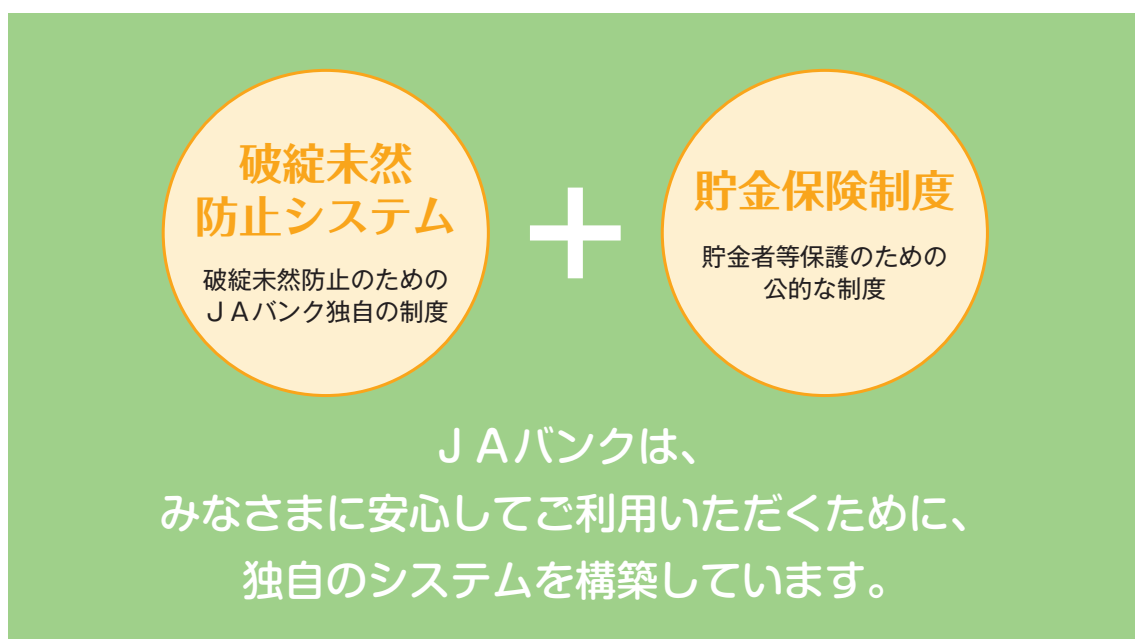
「破綻未然防止システム」は、ＪＡバンクの健全性を確保し、ＪＡ等の経営破綻を未然に防止するためのＪＡバンク独自の制度です。具体的には、（１）個々のＪＡ等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（２）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（３）全国のＪＡバンクが拠出した「ＪＡバンク支援基金」等を活用し、個々のＪＡの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、ＪＡバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のＪＡバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。



金融ADR体制への対応

①苦情処理措置の内容

当 J A では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、J A バンク相談所や J A 共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当 J A の苦情等受付窓口

電 話：0280-87-5170

受付時間：午前 9 時～午後 5 時（金融機関の休業日を除く）

②紛争解決措置の内容

当 J A では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

東京弁護士会紛争解決センター

電 話：03-3581-0031

受付時間：午前 9 時 30 分～午後 4 時（正午～午後 1 時を除く）

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

第一東京弁護士会仲裁センター

電 話：03-3595-8588

受付時間：午前 10 時～午後 4 時（正午～午後 1 時を除く）

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

第二東京弁護士会仲裁センター

電 話：03-3581-2249

受付時間：午前 9 時 30 分～午後 5 時（正午～午後 1 時を除く）

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

①の窓口または一般社団法人 J A バンク・J F マリンバンク相談所（電話：03-6837-1359・受付時間：午前 9 時～午後 5 時（金融機関の休業日を除く））にお申し出ください。

なお、上記弁護士会には、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

①現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

②移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容は一般社団法人 J A バンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問合せください。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険 A D R

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

事業のご案内（信用事業）

信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務をおこなっています。

この信用事業は、J A・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

また、万が一J Aの経営基盤が弱くなった場合でも、J A系統金融は独自の信用事業相互援助制度や貯金保険機構を通じ、貯金者の皆さまのご迷惑を最大限回避する仕組みが整っています。

◇貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。



■当組合の主な取扱商品

（令和5年4月1日）

種 類	特 色	期 間	預入単位等
普通貯金	個人のお客さまは総合口座に定期貯金をセットすることで自動融資機能を持たせた大変便利な通帳です。	期間と出し入れの自由な口座です。	1円以上
スーパー定期	満期日を自由に設定、利率については300万円未満と300万円以上があります。	1ヶ月以上5年以内	制限なし
期日指定定期	1年経過後、1万円以上一部支払が可能。	1年以上最長3年	300万円未満
大口定期	大口資金の運用に有利で安全確実な商品です。	1ヶ月以上5年以内	1,000万円以上
定期積立	目標式と定額式があり、利回りは3年未満と3年以上に分かれます。	6ヶ月以上5年以内	1,000円以上
財形貯蓄《勤労者》	勤労者の給与天引きによる貯蓄。 一般財形・財形年金・財形住宅。	3年以上（一般財形）5年以上 （財形年金・財形住宅）	1,000円以上
貯蓄貯金	出し入れ自由（決済性はなし）個人限定商品で、預け金額に応じた4段階の金利適用。キャッシュカードの利用可能。	期間と出し入れの自由な口座です。	1円以上
変動金利定期貯金	金利情勢に応じて6ヵ月ごとに金利の見直しを行います。個人は3年のみ。	2年・3年	1円以上
通知貯金	店頭に表示する利率で預入、解約する2日前の通知を必要とします。	据置期間7日	5万円以上
決済用貯金	①要求払い②決済サービス提供③無利息	出し入れ自由です。	1円以上

（注）金利はいずれも店頭に表示されています。

ご貯金やご融資などの商品やサービスにつきましては、それぞれの商品やサービス内容についてお問い合わせいただくなど、ご確認のうえご利用ください。

◇貸出業務

当JAは、農業の振興を図るための農業関連資金の融資をはじめとし、地域の皆さまの家計メインバンクとしてお取り扱いいただくため、住宅・教育・自動車などライフスタイルに合わせた各種ローンをご用意し、豊かな暮らしづくりに必要な資金のご相談にお応えしております。また、地域経済の発展を支える地方公共団体、農業関連産業・農業以外の事業などへも融資し、地域経済の発展のために貢献しております。

■当組合の主な取扱商品

(令和5年4月1日現在)

種 類	お使いみち	ご利用 いただける方	ご利用方法				
			ご利用金額	ご利用期間	返済方法	保証	担保
J Aフリー ローン (多目的)	生活に必要な一切の資金 (負債整理、経済未収金等除く)	満18歳以上75歳未満の方 最終償還時年齢 満80歳未満	10万円以上 500万円以内 (1万円単位)	6ヶ月以上 10年以内	元利均等返済による 貯金口座自動引落 (固定・変動)	茨城県農業 信用基金協会	不要
J Aマイカー ローン	自動車に係わる一切の資金 (事業資金を除く)	満18歳以上75歳未満の方 最終償還時年齢 満80歳未満	10万円以上 1,000万円以内 (1万円単位)	6ヶ月以上 10年以内	元利均等返済による 貯金口座自動引落 (固定・変動)	茨城県農業 信用基金協会	不要
J A教育 ローン	就学ご子弟の教育に必要な一切の資金	満18歳以上の方 最終償還時年齢 満71歳未満	10万円以上 1,000万円以内 (1万円単位)	15年以内 (在学期間+9年)	元利均等返済による 貯金口座自動引落 (固定・変動)	茨城県農業 信用基金協会	不要
J A住宅 ローン 「一般型」	住宅資金 ・土地購入 ・増改築資金等 ・他行借換	満18歳以上66歳未満 最終償還時年齢 満80歳未満	50万円以上 10,000万円以内 (1万円単位)	3年以上 40年以内	元利・元金均等返済による貯金口座 自動引落 (固定・変動)	茨城県農業 信用基金協会	必要に応じて徴求する
J Aカード ローン	生活に必要な資金を繰り返しご利用いただけます。	満20歳以上 70歳未満の方	極度額 50万円以内 (10万円単位)	1年(満70歳の誕生日以降の契約更新は行わない)	約定返済型(毎月1万円返済)	茨城県農業 信用基金協会	不要
アグリマイティー 資金	農業施設、農業機械、農地の改良造成、家畜の購入、生産資材の購入等	・18歳以上 最終償還時年齢 74歳以下組合員 ・法人・団体	所要額以内	最長 20年以内	営農形態に合わせた年1回・年2回、 毎月返済	茨城県農業 信用基金協会	必要に応じて徴求する
新認定 農業者 育成特別資金	農業施設、農業機械・器具、農地等の取得・改良・造成、生産資材の購入等	・18歳以上 最終償還時年齢 74歳以下の認定 農業者 ・法人の認定農業者	個人 500万円以内 法人 1,000万円以内	5年以内	営農形態に合わせた年1回・年2回、 毎月返済	茨城県農業 信用基金協会	必要に応じて徴求する

(注) 上記の他にもお客様の要望にお応えできる各種ローンをご用意いたしております。また、ローンのご利用にあたりましては、ご契約上の規定・ご返済方法・ご利用限度額・現在のご利用額・金利変動ルール等十分ご留意の上ご利用ください。(詳しくは窓口にてご確認ください。)

◇為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇国債窓口販売業務

当組合は、幅広い資産運用ニーズにお応えするため長期利付国債等の窓口販売業務を行っております。

◇その他の業務及びサービス

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆さまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債(利付・割引国庫債券)の窓口販売の取り扱い、国債の保護預かり、貸金庫のご利用、全国のJAでの貯金のお出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

◇キャッシュサービスコーナーの充実

設置台数 8台(令和5年4月1日現在)

◆オンラインサービスの営業時間

○平日 AM 8:45～PM 7:00
○土曜・日曜・祝日・年末日 AM 8:45～PM 5:00

信用事業手数料一覧

※各手数料は、令和5年4月1日現在。
消費税10%を含んでいます。

■ＡＴＭ利用手数料

◇ＪＡバンクのＡＴＭを利用する場合
(県内ＪＡ・県外ＪＡキャッシュカード利用の場合)

区分	ご利用時間	お引出し取引	ご入金取引
平日 土曜日 日曜・祝日	8:00～21:00	無 料	無 料

注) 稼動時間はATMにより異なります。

(他金融機関キャッシュカード利用の場合)

区分	ご利用時間	お引出し取引		
		他金融機関 キャッシュカード	うち三菱ＵＦＪ銀行 キャッシュカード	うちＪＦマリンバンク キャッシュカード
平日	8:00～9:00	110円	110円(8:00～8:45)	無 料
	9:00～18:00	110円	無 料(8:45～18:00)	無 料
	18:00～21:00	220円	110円	無 料
土曜日	8:00～9:00	220円	110円	無 料
	9:00～14:00	110円	110円	無 料
	14:00～21:00	220円	110円	無 料
日曜・祝日	8:00～21:00	220円	110円	無 料

注) 稼動時間はATMにより異なります。

◇ＪＡバンクのキャッシュカードにより、ゆうちょ銀行・セブン銀行等のＡＴＭを利用する場合

区分	ご利用時間	お引出し取引			ご入金取引		
		ゆうちょ銀行	セブン銀行	イーネット ローソン銀行	ゆうちょ銀行	セブン銀行	イーネット ローソン銀行
平日	8:00～8:45	220円	220円	220円	220円	220円	220円
	8:45～18:00	110円	110円	110円	110円	110円	110円
	18:00～21:00	220円	220円	220円	220円	220円	220円
土曜日	8:00～9:00	220円	220円	220円	220円	220円	220円
	9:00～14:00	110円	110円	110円	110円	110円	110円
	14:00～21:00	220円	220円	220円	220円	220円	220円
日曜・祝日	8:00～21:00	220円	220円	220円	220円	220円	220円

■為替手数料一覧表

		同一店内	当ＪＡ本支店 系統金融機関あて	他金融機関あて	
振込 手数料	送金手数料		440円	普通扱い(送金小切手)	660円
	(窓口)			(文書扱い)	(電信扱い)
	3万円未満	110円	220円	440円	550円
	3万円以上	330円	440円	660円	770円
代金取立手数料		同地交換 220円	隔地間 440円	(普通扱い) 660円	(至急扱い) 880円
その他手数料		送金・振込の組戻料	1,100円	(ただし1,100円を超える取立費用 を要する場合は実費)	
		取立手形店頭呈示料	1,100円		
		取立手形組戻料	1,100円		
		不渡手形返却料	1,100円		

注1) 代金取立手数料の同地交換取立手数料は、担保、割引、商業手形に限り適用します。

注2) 地域農業や教育・福祉の発展に寄与する法人・団体等の場合、当ＪＡの規程により上記金額の免除又は軽減措置があります。

※お振り込みの場合には、ＡＴＭをご利用いただくと手数料がお安くなっております。

■「JAネットバンクサービス」ご利用手数料及びサービス内容

◇サービス利用手数料 無料となります。手数料はかかりません。

◇サービス内容

	ご 利 用 内 容
残高照会	事前に申し込みいただいたご利用口座のご照会時点の残高がご照会いただけます。
入出金明細照会	事前に申し込みいただいたご利用口座の入金明細（最大３ヶ月）がご照会いただけます。
振込	事前に申し込みいただいたご利用口座から、当ＪＡを含む全国のＪＡ本支店及び他行の国内支店への振込（電信）扱いがご利用いただけます。

◆振込手数料

振込先 振込金額	同一店内	当 J A 本支店間	県内 J A	県外 J A	他金融機関
3 万円未満	無料	110円	110円	220円	220円
3 万円以上		220円	220円	330円	440円

共済事業

J A 共済は、J A が行う地域密着型も総合事業の一環として、組合員・利用者の皆さまの生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開し、皆さまのくらしのパートナーとして、「安心」と「満足」をお届けしてまいります。

《主な取扱商品》

	種 類	内 容
長 期 共 済	終身共済	一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。ニーズに合わせて、特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。
	一時払終身共済 (平28.10)	まとまった資金を活用して加入する終身共済です。一生涯にわたる万一のときを保障するとともに、相続対策・生前贈与ニーズにも応えるプランです。
	引受緩和型終身共済	健康上の不安がある方でも簡易な手続きでご加入でき、被共済者が亡くなられた時に共済金をお支払いすることによって、被共済者が生涯にわたって、ご家族の生活保障を確保できます。
	養老生命共済	一定期間の万一のときの保障とともに、資金形成ニーズにも応えるプランです。
	こども共済	お子様の将来の入学や結婚・独立資金準備のためのプランです。ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。
	定期生命共済	一定期間の万一のときを保障するプランです。手頃な共済掛金で加入できます。法人化された担い手や経営者の万一保障と退職金などの資金形成ニーズに応えるプランもあります。
	定期生命共済 (通減期間設定型)	一定期間経過後から保障金額が通減する万一保障のしくみです。ライフステージに応じて保障金額を通減させることで低廉な共済掛金で必要十分な保障を提供できます。
	医療共済	病気やけがで入院した場合、一時金として治療共済金を受け取ることができます。健康であった場合、祝金を定期的に受け取ることができる特則もあり、ライフプラン等にあわせて、保障期間や共済掛金払込期間、オプションを設定することができます。
	引受緩和型医療共済	幅広い年齢層の医療保障ニーズに対応し、健康上の不安がある方でも加入しやすい医療共済です。
	がん共済	一生涯にわたってがんによる入院・手術を保障するプランです。がん診断時や、再発・長期治療のときは一時金をお支払いします。ニーズに合わせて、先進医療保障を加えたり、入院・手術等の保障を充実させることもできます。
	介護共済	要介護状態となったときの資金準備のためのプランです。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
	一時払介護共済	まとまった資金を活用して加入する介護共済です。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
短 期 共 済	認知症共済	認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知障害（MCI）まで幅広く保障します。また、認知症の予防・早期発見から発症後までをトータルでサポートする各種サービスがご利用いただけます。
	生活障害共済	病気やケガにより、身体障害者手帳（1～4級）が交付された場合、年金または一時金が受け取れ、収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障です。
	特定重度疾病共済	三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に加えて、三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」、さらには、「その他の生活習慣病」まで幅広く保障し、継続的な治療による様々な経済的負担に備えることができます。
	予定利率変動型年金共済	老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査なしの簡単な手続きで加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。
	建物更生共済	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金として活用いただけます。
	自動車共済	相手方への対人・対物賠償保障をはじめ、ご自身・ご家族のための傷害保障、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。
	自賠責共済	法律で全ての自動車に加入が義務づけられています。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。
短 期 共 済	傷害共済	日常のさまざまな災害による万一のときや負傷を保障します。
	賠償責任共済	日常生活・業務中に生じた損害賠償責任などを保障します。
	火災共済	住まいの火災損害を保障します。

購買事業

- ・ J A 農業資材店舗（グリーンショップ）において、優良な商品の提供に努め、職員の知識の向上を図り、組合員の満足度向上に向けた事業展開をしています。
また、農業者の所得増大への貢献として、省力資材の普及拡大、最有利先からの生産資材の仕入促進を行い生産資材全般のコスト低減を図って行きます。
- ・ 農機車輛センターにおいては、年々増える利用者に対応できる専門技能職員の育成を行い、更なるサービスの向上を目指し取扱いの拡大を図ります。

販売事業

営農指導と連携し、農産物の流動及び消費動向を的確に把握し、農業所得の向上と生産意欲を高める諸事業体制を整備し、系統共販率をさらに拡大して広域 J A として、産地間競争に生き残れるよう育成を展開推進しております。

◇ 農産物直売所

地産地消を推進するため農産物直売所を通して地元の新鮮な野菜、米、お茶、ローズポーク等を販売し、消費拡大に努めます。

保管事業

組合員の大切な米・麦を責任を持って保管・管理しております。

利用事業

- ・ 予冷施設や乾燥施設の稼動期間及び予冷品目の統一により品質規格の向上を図るために必要な事業をしています。
- ・ 米・麦の生産コストを適切に指導し、施設の整備と利用拡大推進を図り、米の評価を高めるよう推進しています。

指導事業

安全・安心な農産物の提供と地域農業の振興のため、生産履歴の記帳や、法令の遵守とともに必要な安全性の確保対策、消費者とのコミュニケーションの促進を通じて消費者に信頼される安全・安心な国産農産物の生産・流通に努めます。

その他事業

◇ 旅行事業

企画旅行の充実と利用者ニーズに対応した企画提案、個別旅行のきめ細かなサービスを提案してまいります。

◇ 福祉事業

居宅介護支援、通所介護、訪問介護、予防サービス介護事業と連携をとりながら多様化する利用者ニーズに応え、組合員、地域住民に密着した真心をこめたサービスを提供し、満足いただけるような福祉事業を展開しています。

◇ 葬祭事業

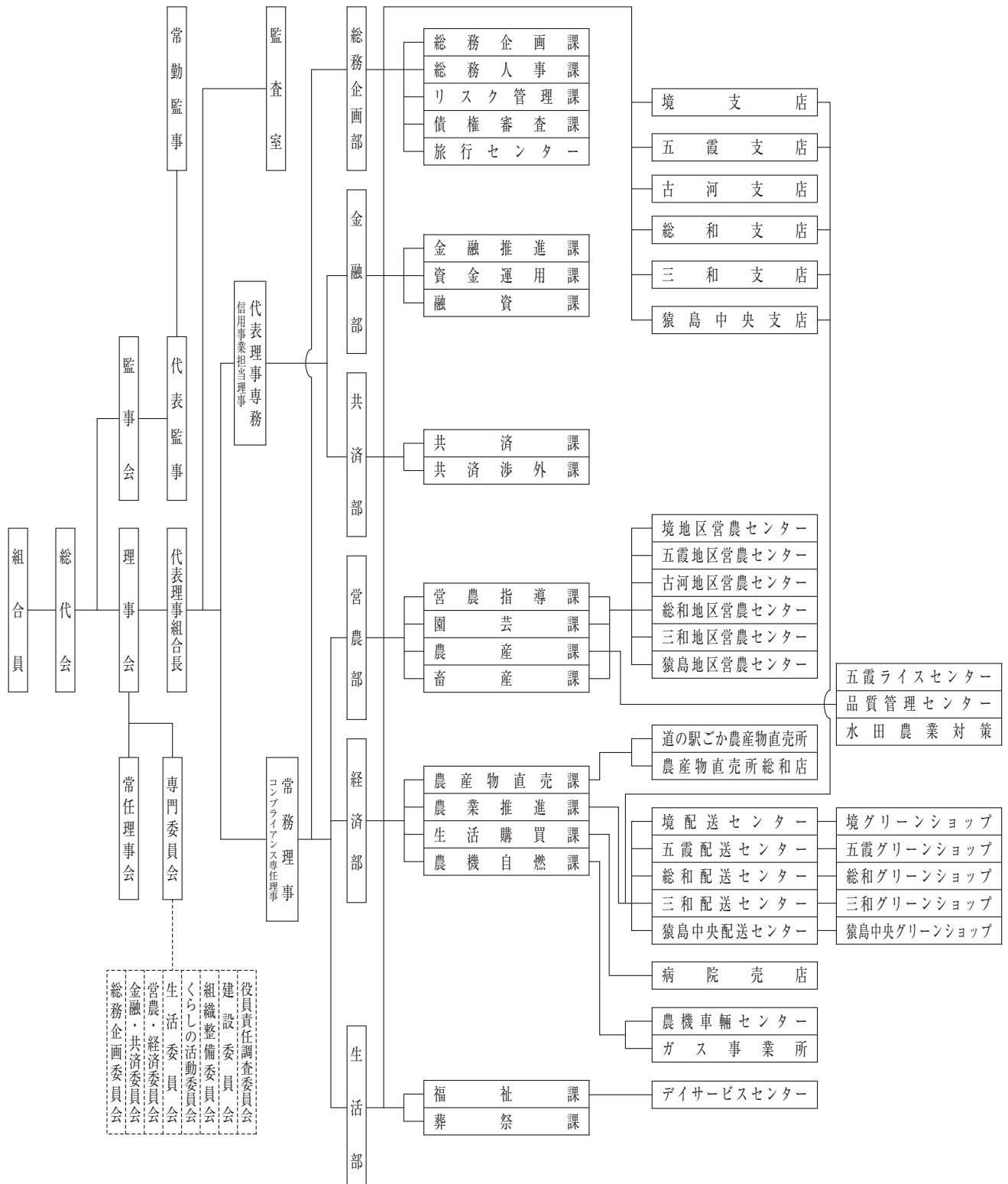
式場、葬式・施工、搬送などお客様のご要望に応じた内容を具体的にご提案しています。

JAの概況・組織

機構図

茨城むつみ農業協同組合組織図

令和5年4月1日現在



役員構成

(令和5年4月1日現在)

役 職 名	氏 名	摘 要
代表理事 組合長	石 塚 克 己	組織整備委員
代表理事 専務	塚 原 和 栄	信用事業担当理事・組織整備委員
常 務 理 事	谷 島 勇	コンプライアンス専任理事・組織整備委員
常 任 理 事	影 山 眞 次	総務企画委員・くらしの活動委員・組織整備委員
常 任 理 事	北 島 徹 也	総務企画委員・くらしの活動委員・組織整備委員
常 任 理 事	野 仲 健 一	総務企画委員・くらしの活動委員・組織整備委員
常 任 理 事	関 稔	総務企画委員・くらしの活動委員・組織整備委員
常 任 理 事	羽 部 庄 一	総務企画委員・くらしの活動委員・組織整備委員
常 任 理 事	中 村 守	総務企画委員・くらしの活動委員・組織整備委員
理 事	鈴 木 美智子	生活委員・くらしの活動委員
理 事	鈴 木 伸 一	営農経済委員
理 事	蒔 田 芳 明	金融共済委員・組織整備委員
理 事	大 越 信 也	生活委員・組織整備委員
理 事	因 泥 周一郎	営農経済委員・組織整備委員
理 事	須 長 弘	金融共済委員
理 事	小久保 芳 一	金融共済委員
理 事	板 垣 正 美	金融共済委員
理 事	田 上 貞 雄	営農経済委員
理 事	知 久 英 一	生活委員
理 事	林 淳 一	営農経済委員・組織整備委員
理 事	斉 木 忠 雄	営農経済委員・組織整備委員
理 事	秋 庭 千登世	営農経済委員・組織整備委員
理 事	岡 みどり	生活委員・くらしの活動委員
代 表 監 事	海老島 忠 夫	組織整備委員
監 事	染 谷 直 人	員外監事
監 事	青 木 和 之	
監 事	須 釜 良 夫	
監 事	風 見 和 夫	
監 事	小森谷 博 之	
常 勤 監 事	海老原 尚	組織整備委員

職員数

(令和5年1月31日現在)

(単位：人)

	令和3年度			令和4年度		
	男性	女性	計	男性	女性	計
一 般 職 員	126	62	188	119	63	182
営 農 指 導 員	13	0	13	14	0	14
生 活 指 導 員	0	0	0	0	0	0
臨時・パート	25	64	89	23	59	82
合 計	164	126	290	156	122	278

組合員数

(令和5年1月31日現在)

(単位：人、団体)

資格区分		令和3年度	令和4年度
正組合員数 個人	男性	6,145	5,960
	女性	789	785
	計	6,934	6,745
法人		26	29
小計		6,960	6,774
准組合員数 個人	男性	2,522	2,627
	女性	914	1,018
	計	3,436	3,645
法人または団体		62	59
小計		3,498	3,704
組合員総数 個人	男性	8,667	8,587
	女性	1,703	1,803
	計	10,370	10,390
法人または団体		88	88
合計		10,458	10,478

組合員組織の状況

(令和5年1月31日現在)

(単位：人)

組 織 名	構成員数
J A茨城むつみ野菜生産部会連合	346
(うち境地区野菜生産部会)	(97)
(うち古河地区野菜生産部会)	(22)
(うち総和地区園芸生産部会)	(84)
(うち三和地区野菜生産部会)	(84)
(うち猿島地区野菜生産部会)	(59)
J A茨城むつみ普通作生産部会連合	42
(うち境地区米麦部会)	(8)
(うち五霞地区普通作生産部会)	(18)
(うち総和地区普通作生産部会)	(5)
(うち三和集団転作営農組合)	(8)
(うち猿島支部)	(3)
J A茨城むつみ養豚部会	6
J A茨城むつみ花き生産部会	10
J A茨城むつみ道の駅ごか農産物直売所販売組合	133
J A茨城むつみ農産物直売所総和店利用者組合	103
J A茨城むつみ茶生産部会	10
J A茨城むつみ女性部連合	371
(うち境地区女性部)	(59)
(うち五霞地区女性部)	(132)
(うち古河地区女性部)	(34)
(うち総和地区女性部)	(52)
(うち三和地区女性部)	(63)
(うち猿島地区女性部)	(31)

その他組織

(単位：人)

組 織 名	構成員数
年金友の会	6,860
(うち境地区年金友の会)	(1,446)
(うち五霞地区年金友の会)	(1,022)
(うち古河地区年金友の会)	(607)
(うち総和地区年金友の会)	(1,403)
(うち三和地区年金友の会)	(927)
(うち猿島地区年金友の会)	(1,455)

当J Aの組合員組織を記載しています

店舗等のご案内

(令和5年4月1日現在)

1	茨城むつみ 本店	境町長井戸23	0280-87-1161
■境地区			
2	境支店 (A T M設置)	境町西泉田1278-1	0280-87-3604
■五霞地区			
3	五霞支店 (A T M設置)	五霞町新幸谷453	0280-84-0003
■古河地区			
4	古河支店 (A T M設置)	古河市中田1299	0280-48-1854
■総和地区			
5	総和支店 (A T M設置)	古河市駒羽根350-1	0280-92-0103
■三和地区			
6	三和支店 (A T M設置)	古河市仁連2074-1	0280-76-0017
■猿島地区			
7	猿島中央支店 (A T M設置)	坂東市山2757-1	0280-88-0251

□主な事業所のご案内

NO	事業所名	住 所	電話番号
1	境地区営農センター	境町西泉田1278-1	0280-87-2116
2	五霞地区営農センター	五霞町新幸谷453	0280-84-0003
3	古河地区営農センター	古河市中田1299	0280-48-1854
4	総和地区営農センター	古河市駒羽根969-4	0280-92-1820
5	三和地区営農センター	古河市仁連2074-1	0280-76-1717
6	猿島地区営農センター	坂東市山2850	0280-88-0584
7	農機車輛センター (本店敷地内)	境町長井戸23	0280-87-8209
8	旅行センター (本店内)	境町長井戸23	0280-87-6623
9	ガス事業所 (三和地区営農センター内)	古河市仁連2074-1	0280-76-2100
10	西南医療センター病院売店 (店舗外A T M設置)	境町2190	0280-87-3206
11	五霞ライスセンター	五霞町山王山926	0280-84-1059
12	デイサービスセンターぬくもり	境町西泉田1278-9	0280-81-1575
13	品質管理センター	境町蛇池783-5	0280-33-3570
14	葬祭課	古河市駒羽根711	0280-92-0141

□配送センター・J Aグリーンショップ

肥料・農薬その他の注文方法は下記のフリーダイヤルを御利用ください。

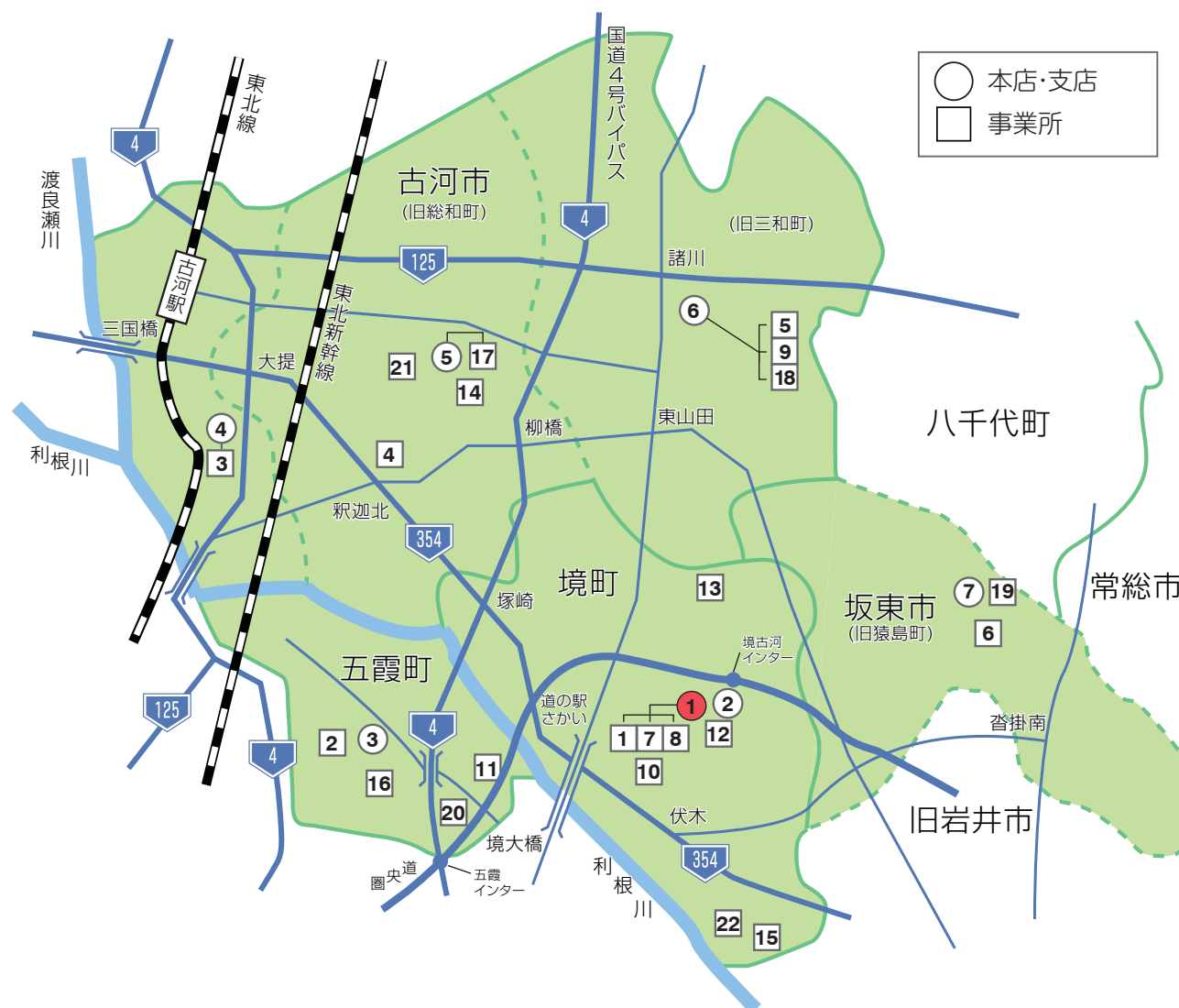
NO	ショップ名	住 所	電話番号
15	境配送センター／境グリーンショップ	境町伏木490	0120-087-623
16	五霞配送センター／五霞グリーンショップ	五霞町新幸谷453	0120-039-623
17	総和配送センター／総和グリーンショップ	古河市駒羽根350-1	0120-154-623
18	三和配送センター／三和グリーンショップ	古河市仁連2074-1	0120-308-623
19	猿島中央配送センター／猿島中央グリーンショップ	坂東市山2757-1	0120-417-623

□農産物直売所

NO	直売所名	住 所	電話番号
20	道の駅ごか 農産物直売所	猿島郡五霞町ごかみらい13-3道の駅ごか内	0280-84-1089
21	農産物直売所 総和店	古河市女沼598-1	0280-91-1315

□その他ATM設置場所

NO	設置場所	住 所
22	旧森戸支店 (ATM設置)	境町伏木490



地区一覧

- ◇猿島郡境町全域
- ◇古河市全域
- ◇猿島郡五霞町全域
- ◇坂東市旧猿島町地区

特定信用事業代理業者の状況

該当ありません。(令和5年4月1日現在)

会計監査人の名称

みのり監査法人(令和5年1月現在) 所在地 東京都港区芝5-29-11

経営資料編

資料編では資産・負債、損益、各事業の実績等に関する事項について、項目ごとにまとめたり、注記を付けたりして理解しやすいようにしております。

なお、金額・比率は単位未満を切り捨てにより表示しております。

よって、合計が一致しない場合があります。

決算の状況	30
貸借対照表	30
損益計算書	32
キャッシュ・フロー計算書	34
注記表	35
剰余金処分計算書	45
部門別損益計算書	46
財務諸表等の正確性等にかかる確認	48
会計監査人の監査	48
損益の状況	49
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	49
2. 利益総括表	50
3. 資金運用収支の内訳	50
4. 受取・支払利息の増減額	50
経営諸指標	51
1. 利益率	51
2. 貯貸率・貯証率	51
3. 職員一人当たり及び一店舗当たりの指標	51
貸倒引当金の期末残高及び貸出金償却の額	52
貸倒引当金の期末残高及び期中増減額	52
貸出金償却の額	52
各事業実績	
信用事業（貯金に関する指標）	52
信用事業（貸出金等に関する指標）	53
信用事業（内国為替取扱実績）	57
信用事業（有価証券に関する指標）	57
信用事業（有価証券等の時価情報等）	59
共済事業	62
購買事業	63
販売事業	64
保管事業	64
利用事業	65
指導事業	65
その他事業	66
直売事業（直売所）	67

決算の状況

貸借対照表

(単位：千円)

資 産 の 部	令和 3 年度 (令和 4 年 1 月31日現在)	令和 4 年度 (令和 5 年 1 月31日現在)
1. 信用事業資産	115,938,177	118,242,956
(1) 現金	854,710	776,119
(2) 預金	83,164,133	86,878,469
系統預金	82,574,517	85,823,857
系統外預金	589,615	1,054,612
(3) 金銭の信託	467,288	495,939
(4) 有価証券	12,859,700	11,664,594
国債	2,041,410	2,071,920
社債	9,281,500	8,346,404
受益証券	1,536,790	1,246,270
(4) 貸出金	18,069,014	17,901,283
(5) その他の信用事業資産	532,318	536,434
未収収益	525,246	527,381
その他の資産	7,071	9,053
(6) 貸倒引当金	▲ 8,987	▲ 9,883
2. 共済事業資産	3,458	4,387
その他の共済事業資産	3,458	4,387
3. 経済事業資産	635,899	683,165
(1) 経済事業未収金	383,172	458,644
(2) 棚卸資産	205,152	175,689
購買品	195,662	162,626
その他の棚卸資産	9,490	13,062
(3) その他の経済事業資産	77,800	80,387
(4) 貸倒引当金	▲ 30,225	▲ 31,556
4. 雑資産	243,877	248,999
5. 固定資産	3,779,257	3,996,913
(1) 有形固定資産	3,778,503	3,996,256
建物	3,580,280	3,574,805
機械装置	271,314	269,224
土地	1,791,791	1,765,283
リース資産	0	359,800
その他の有形固定資産	652,859	648,859
減価償却累計額	▲ 2,517,742	▲ 2,621,716
(2) 無形固定資産	753	656
6. 外部出資	4,602,514	4,872,514
系統出資	4,512,053	4,782,053
系統外出資	90,461	90,461
7. 前払年金費用	23,248	14,032
8. 繰延税金資産	66,155	420,865
資 産 の 部 合 計	125,292,589	128,483,836

(単位：千円)

負 債 の 部	令和 3 年度 (令和 4 年 1 月31日現在)	令和 4 年度 (令和 5 年 1 月31日現在)
1. 信用事業負債	115,804,862	119,506,890
(1) 貯金	115,596,694	119,371,133
(2) 借入金	21,389	12,631
(3) その他の信用事業負債	186,778	123,125
未払費用	7,094	7,635
その他の負債	179,683	115,489
2. 共済事業負債	258,218	252,212
(1) 共済資金	108,819	109,194
(2) 未経過共済付加収入	147,726	141,556
(3) その他の共済事業負債	1,672	1,461
3. 経済事業負債	245,200	218,705
(1) 経済事業未払金	161,360	114,634
(2) 経済受託債務	1	552
(3) その他の経済事業負債	83,838	103,519
4. 雑負債	260,026	616,762
(1) 未払法人税等	23,945	34,813
(2) リース債務	—	381,619
(3) その他の負債	236,081	200,329
5. 諸引当金	55,879	42,559
(1) 賞与引当金	34,163	34,156
(2) 役員退職慰労引当金	21,715	8,403
6. 繰延税金負債	—	—
7. 再評価にかかる繰延税金負債	304,794	304,650
負 債 の 部 合 計	116,928,982	120,941,781
純 資 産 の 部		
1. 組合員資本	7,747,778	7,847,165
(1) 出資金	2,053,469	2,047,569
(2) 資本準備金	179	179
(3) 利益剰余金	5,711,888	5,815,653
利益準備金	2,636,988	2,656,988
その他利益剰余金	3,074,900	3,158,665
税効果調整積立金	27,363	27,375
地域農業基盤強化積立金	214,000	232,000
事業機能強化積立金	794,000	812,000
経営基盤安定化積立金	288,000	306,000
特別積立金	1,050,123	1,050,123
当期末処分剰余金	701,412	731,166
(うち当期剰余金)	96,119	123,710
(4) 処分未済持分	▲ 17,758	▲ 16,236
2. 評価・換算差額金	615,829	▲ 305,111
(1) その他有価証券評価差額金	▲ 117,048	▲ 1,037,613
(2) 土地再評価差額金	732,877	732,502
純 資 産 の 部 合 計	8,363,607	7,542,054
負債及び純資産の部合計	125,292,589	128,483,836

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度 (令和3年2月1日から令和4年1月31日)			令和4年度 (令和4年2月1日から令和5年1月31日)		
1. 事業総利益			1,976,945			1,992,613
事業収益		5,067,276			5,058,070	
事業費用		3,090,331			3,065,456	
(1) 信用事業収益		914,182			900,773	
資金運用収益	792,780			800,197		
(うち預金利息)	(481,052)			(488,598)		
(うち有価証券利息)	(105,778)			(109,198)		
(うち貸出金利息)	(179,393)			(173,655)		
(うちその他受入利息)	(26,555)			(28,745)		
役務取引等収益	24,329			43,512		
その他事業直接収益	68,110			11,382		
その他経常収益	28,962			45,680		
(2) 信用事業費用		70,908			83,608	
資金調達費用	18,312			17,618		
(うち貯金利息)	(15,859)			(15,594)		
(うち給付補填備金繰入)	(566)			(746)		
(うち借入金利息)	(469)			(263)		
(うちその他支払利息)	(1,417)			(1,013)		
役務取引等費用	9,953			10,299		
その他事業直接費用	—			5,613		
その他経常費用	42,641			50,076		
(うち貸倒引当金繰入額)	—			(896)		
(うち貸倒引当金戻入額)	(▲ 4,510)			—		
信用事業総利益			843,274			817,165
(3) 共済事業収益		485,552			455,607	
共済付加収入	437,386			421,592		
その他の収益	48,166			34,014		
(4) 共済事業費用		21,498			22,015	
共済推進費	6,745			6,765		
共済保全費	5,243			5,020		
その他の費用	9,509			10,229		
共済事業総利益			464,054			433,591
(5) 購買事業収益		2,482,417			2,435,388	
購買品供給高	2,459,622			2,394,222		
購買品手数料	0			19,383		
修理サービス料	12,970			14,266		
その他の収益	9,824			7,517		
(6) 購買事業費用		2,258,816			2,164,052	
購買品供給原価	2,123,642			2,028,497		
購買品供給費	113,804			114,968		
修理サービス費	3,376			3,819		
その他の費用	17,994			16,767		
(うち貸倒引当金繰入額)	13,223			1,330		
購買事業総利益			223,600			271,336
(7) 販売事業収益		397,062			436,556	
販売品販売高	120,895			122,945		
販売手数料	153,104			179,834		
その他の収益	123,062			133,776		
(8) 販売事業費用		255,303			280,903	
販売品販売原価	104,641			105,959		
販売費	31,818			35,536		
その他の費用	118,843			139,407		
販売事業総利益			141,758			155,653

(単位：千円)

科 目	令和3年度 (令和3年2月1日から令和4年1月31日)			令和4年度 (令和4年2月1日から令和5年1月31日)		
(9) 保管事業収益		18,557			20,557	
(10) 保管事業費用		6,752			7,326	
保管事業総利益			11,805			13,230
(11) 利用事業収益		488,109			494,466	
(12) 利用事業費用		253,109			251,589	
利用事業総利益			234,999			242,876
(13) 指導事業収入		47,493			69,201	
(14) 指導事業支出		49,862			66,331	
指導事業収支差額			▲ 2,369			2,870
(15) その他事業収入		235,825			248,827	
(16) その他事業支出		176,004			192,939	
その他事業収支差額			59,820			55,888
2. 事業管理費			1,854,998			1,883,983
(1) 人件費		1,323,244			1,312,798	
(2) 業務費		168,153			165,812	
(3) 諸税負担金		56,313			52,544	
(4) 施設費		306,651			352,015	
(5) その他事業管理費		635			812	
事業利益			121,946			108,630
3. 事業外収益			86,070			88,138
(1) 受取雑利息		1,657			1,944	
(2) 受取出資配当金		67,741			70,801	
(3) 賃貸料		4,421			4,578	
(4) 雑収入		12,250			10,814	
4. 事業外費用			4,388			5,527
(1) 寄付金		20			410	
(2) 賃貸関連費用		457			435	
(3) 雑損失		3,910			4,682	
経常利益			203,628			191,241
5. 特別利益			—			3,533
(1) 固定資産処分益		—			3,429	
(2) その他の特別利益		—			104	
6. 特別損失			69,620			12,102
(1) 減損損失		3,140			518	
(2) 固定資産処分損		66,480			7,860	
(3) その他の特別損失		—			3,723	
税引前当期利益			134,008			182,672
法人税、住民税及び事業税		41,516			47,829	
過年度法人税等追徴額		—			13,294	
法人税等調整額		▲ 3,628			▲ 2,161	
法人税等合計額			37,888			58,962
当期剰余金			96,119			123,710
当期首繰越剰余金			601,418			606,545
税効果調整積立金取崩額			—			535
土地再評価差額金取崩額			3,874			375
当期末処分剰余金			701,412			731,166

(注)「事業収益」、「事業費用」は各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去して表示しています。

キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度 (令和3年2月1日から令和4年1月31日)	令和4年度 (令和4年2月1日から令和5年1月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益 (又は税引前当期損失)	134,008	182,672
減価償却費	111,153	133,191
減損損失	3,140	518
貸倒引当金の増減額 (▲は減少)	8,712	2,226
賞与引当金の増減額 (▲は減少)	▲ 748	▲ 7
その他引当金等の増減額 (▲は減少)	3,172	▲ 13,312
信用事業資金運用収益	▲ 794,423	▲ 801,345
信用事業資金調達費用	18,312	17,618
共済貸付金利息	—	—
共済借入金利息	—	—
受取雑利息及び受取出資配当金	▲ 69,398	▲ 72,745
有価証券関係損益 (▲は益)	▲ 66,467	▲ 4,620
固定資産売却損益 (▲は益)	66,480	4,430
外部出資関係損益 (▲は益)	—	—
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増減 (▲)	▲ 374,086	100,068
預金の純増減 (▲)	1,100,000	▲ 3,779,000
貯金の純増減 (▲)	229,364	3,774,439
信用事業借入金の純増減 (▲)	▲ 12,560	▲ 8,757
その他の信用事業資産の純増減 (▲)	▲ 179,010	▲ 30,632
その他の信用事業負債の純増減 (▲)	▲ 13,607	3,119
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増減 (▲)	—	—
共済借入金の純増減 (▲)	—	—
共済資金の純増減 (▲)	4,616	375
未經過共済付加収入の純増減 (▲)	▲ 7,494	▲ 6,169
その他の共済事業資産の純増減 (▲)	1,969	▲ 929
その他の共済事業負債の純増減 (▲)	4	▲ 211
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増減 (▲)	▲ 23,022	▲ 75,472
棚卸資産の純増減 (▲)	▲ 14,576	29,463
支払手形及び経済事業未払金の純増減 (▲)	23,171	▲ 46,726
経済受託債務の純増減 (▲)	▲ 291	550
その他の経済事業資産の純増減 (▲)	14,776	▲ 2,587
その他の経済事業負債の純増減 (▲)	▲ 8,123	19,680
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増減 (▲)	33,980	23,276
その他の負債の純増減 (▲)	▲ 6,147	363,775
未払消費税等の増減額 (▲は減少)	26,878	▲ 43,012
信用事業資金運用による収入	807,364	799,210
信用事業資金調達による支出	▲ 20,689	▲ 16,729
共済貸付金利息による収入	—	—
共済借入金利息による支出	—	—
小 計	996,458	552,359
雑利息及び出資配当金の受取額	69,398	72,745
法人税等の支払額	▲ 33,273	▲ 50,255
事業活動によるキャッシュ・フロー	1,032,583	574,849
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	▲ 7,204,376	▲ 3,277,518
有価証券の売却による収入	6,666,461	3,213,293
補助金の受入れによる収入	—	—
固定資産の取得による支出	▲ 6,879	▲ 402,483
固定資産の売却による収入	▲ 53,321	46,687
外部出資による支出	▲ 270,000	▲ 270,000
外部出資の売却等による収入	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 868,115	▲ 690,021
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	12,283	25,627
出資の払戻しによる支出	▲ 25,970	▲ 24,083
持分の取得による支出	▲ 17,906	▲ 17,758
持分の譲渡による収入	17,906	17,758
出資配当金の支払額	▲ 20,418	▲ 20,320
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 34,105	▲ 18,776
4 現金及び現金同等物に係る換算差額		
5 現金及び現金同等物の増加額 (又は減少額)	130,362	▲ 124,600
6 現金及び現金同等物の期首残高	1,090,488	1,220,850
7 現金及び現金同等物の期末残高	1,220,850	1,096,250

注記表

令和3年度

令和4年度

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ①時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ②時価のないもの：移動平均法による原価法

(2) 金銭の信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに期末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 購買品（一品管理）：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- 購買品（グループ管理）：売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- 販売品（米）：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- その他の棚卸資産：最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(4) 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産
定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
- 耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。
- 取得価額が30万円未満の少額減価償却資産については、租税特別措置法等の規定にもとづき本年度一括償却しております。
- ②無形固定資産：定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。また、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ①時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ②市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

(2) 金銭の信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに期末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 購買品（一品管理）：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- 購買品（グループ管理）：売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- 販売品（米）：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- その他の棚卸資産：最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(4) 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
- 耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。
- 取得価額が30万円未満の少額減価償却資産については、租税特別措置法等の規定にもとづき本年度一括償却しております。
- ②無形固定資産：定額法を採用しております。

- ③リース資産：リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。また、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

令和3年度

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

なお、当事業年度末では、退職給付債務を年金資産の見込額が超過する状態のため当該超過額を前払年金費用に計上しております。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

令和4年度

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

なお、当事業年度末では、退職給付債務を年金資産の見込額が超過する状態のため当該超過額を前払年金費用に計上しております。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(6) 収益及び費用の計上基準

主要な事業における収益の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④利用事業

ライスセンター・共同選果場・保冷貯蔵庫・葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(7) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表

(7) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(8) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(9) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表

令和3年度	令和4年度
示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。	示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。 米共同計算 当組合は生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。 そのうち、米については販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会茨城県本部（以下、全農という）が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っています。 共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に受託販売により生じた販売品の販売委託者に対する前渡金及び立替金を計上しています。 また、経済受託債務に全農県本部から送金された概算金及び受託販売により生じた前受金を計上しております。 全農が県域共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、運搬費等）の計算を行い、全農より販売代金を受け取った時点において、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額をもとに経済受託債権及び経済受託債務を減少させる会計処理を行っております。 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

- (1) 会計上の見積りに関する注記
- 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度より適用し、「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

- (1) 収益の計上時期の変更
- 販売事業の一部の取引において、従来は、代金を収受した時点で収益を認識していましたが、販売品の引き渡し時点で収益を認識する方法に変更しております。
- (2) 代理人取引に係る収益認識
- 財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。
- (3) 米穀共同計算にかかる収益認識
- 米穀の県域共同計算において、従来は、代金を収受した時点で収益を認識していましたが、県域全体での販売実績進捗率に基づき収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っています。ただし、収益認識会計基準第84項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんど全ての収益の額を認識した契約については、新たな会計基準を遡及適用していません。

この結果、当事業年度の購買事業収益及び購買事業費用がそれぞれ306,828千円減少し、販売事業収益が13,116千円減少しております。これにより事業利益、経常利益及び税引前当期利益が13,116千円それぞれ減少しております。

令和3年度	令和4年度
	時価の算定に関する会計基準等の適用 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書に計上した金額 繰延税金資産 72,754千円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。
次年度以降の課税所得の見積りについては、令和4年1月に作成した事業計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。
しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 3,140千円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価格を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判断を実施しております。
減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。
固定資産の減損損失の認識、判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年1月に作成した事業計画書を基礎として算出しており、事業計画書以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。
これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

貸倒引当金

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 39,213千円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
①算定方法
「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。
②主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
③翌事業年度に係る計算書類に与える影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書に計上した金額 繰延税金資産 424,912千円
(繰延税金負債との相殺前)
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。
次年度以降の課税所得の見積りについては、令和5年1月に作成した事業計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。
しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 518千円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価格を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判断を実施しております。
減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。
固定資産の減損損失の認識、判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和5年1月に作成した事業計画書を基礎として算出しており、事業計画書以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。
これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

貸倒引当金

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 41,440千円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
算定方法は「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
翌事業年度に係る計算書類に与える影響は、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額
有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は430,751千円であり、その内訳は、次のとおりです。
建物 177,598千円 器具備品 460千円
機械装置 252,693千円
- (1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額
有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は430,751千円であり、その内訳は、次のとおりです。
建物 177,598千円 器具備品 460千円
機械装置 252,693千円

令和3年度

令和4年度

- (2) 担保に供している資産
定期預金5,001,700千円を為替決済の担保に、定期預金50千円を水道事業にかかる公金取用事務のための担保に、それぞれ供しています。
- (3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務
理事及び監事に対する金銭債権の総額 12,113千円
- (4) 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳
貸出金のうち、破綻先債権額はあります。延滞債権額は45,575千円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はあります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はあります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。
破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は45,575千円です。
なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (5) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価
「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。
○再評価を行った年月日 平成13年1月31日
○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 377,478千円
○同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。なお、土地の一部については不動産鑑定評価により算出しております。

- (2) 担保に供している資産
定期預金5,001,700千円を為替決済の担保に、定期預金50千円を水道事業にかかる公金取用事務のための担保に、それぞれ供しています。
- (3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務
理事及び監事に対する金銭債権の総額 29,628千円
- (4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は2,474千円、危険債権額は30,451千円です。
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。
債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権額はあります。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。
また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は32,926千円です。
なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (5) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価
「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。
○再評価を行った年月日 平成13年1月31日
○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 434,192千円
○同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。なお、土地の一部については不動産鑑定評価により算出しております。

5. 損益計算書に関する注記

- (1) 減損損失に関する注記
①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要
当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については、支店及び事業所を基本にグルーピングし、業務外固定資産（遊休資産及び賃貸資産等）については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。
また、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、本店、農機車輛センターは組合全体の共用資産としており、境地区営農センター、五霞地区営農センター、古河地区営農センター、総和地区営農センター、三和地区営農センター、猿島地区営農センター、境戸配送センター、五霞配送センター、総和配送センター、三和配送センター、猿島中央配送センター、道の駅ごか直売所、直売所総和店は各地区の共用資産としております。

- (1) 減損損失に関する注記
①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要
当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については、支店及び事業所を基本にグルーピングし、業務外固定資産（遊休資産及び賃貸資産等）については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。
また、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、本店、農機車輛センターは組合全体の共用資産としており、境地区営農センター、五霞地区営農センター、古河地区営農センター、総和地区営農センター、三和地区営農センター、猿島地区営農センター、境戸配送センター、五霞配送センター、総和配送センター、三和配送センター、猿島中央配送センター、道の駅ごか直売所、直売所総和店は各地区の共用資産としております。

令和3年度

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下の通りです。

場 所	用 途	種 類	その他
営農総合センター	遊休資産	土地及び建物	業務外固定資産

②減損損失の認識に至った経緯

営農総合センターは支店統廃合等により遊休資産となったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

③減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

営農総合センター 3,140千円（建物3,140千円）

④回収可能価額の算定方法

営農総合センターの固定資産の回収可能価額については正味売却価格を採用しており、その時価は不動産鑑定評価額に基づき算定しています。

令和4年度

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下の通りです。

場 所	用 途	種 類	その他
旧静支店	遊休資産	土地	業務外固定資産

②減損損失の認識に至った経緯

旧静支店は支店統廃合等により遊休資産となったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

③減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

旧静支店 518千円（土地 518千円）

④回収可能価額の算定方法

旧静支店の固定資産の回収可能価額については正味売却価格を採用しており、その時価は不動産鑑定評価額に基づき算定しています。

6. 金融商品に関する注記

I 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を茨城県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券及び貯金です。

I 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を茨城県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券及び満期保有目的に分類している債券及び貯金です。

令和3年度

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.15%上昇したものと想定した場合には、経済価値が235,064千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず（3）に記載しています。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	83,164,133	83,184,061	19,927
有価証券			
その他有価証券	12,859,700	12,859,700	
貸出金（*）	18,069,014		
貸倒引当金（*）	▲ 8,987		
貸倒引当金控除後	18,060,027	18,757,744	697,717
資産計	114,083,860	114,801,505	717,645
貯金	115,596,694	115,606,445	9,750
負債計	115,596,694	115,606,445	9,750

（*）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

令和4年度

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.15%上昇したものと想定した場合には、経済価値が218,145千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	86,878,469	86,817,024	61,445
有価証券			
その他有価証券	11,664,594	11,664,594	
貸出金（*）	17,901,283		
貸倒引当金（*）	▲ 9,883		
貸倒引当金控除後	17,891,400	17,915,694	24,294
資産計	116,434,463	116,397,312	37,151
貯金	119,371,133	119,361,906	9,227
負債計	119,371,133	119,361,906	9,227

（*）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格、または、取引金融機関等から提示された価格によっており、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2019年7月4日）第26項に従い、経過措置を適用しています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

令和3年度

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】
貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- (3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。
- 貸借対照表計上額
外部出資 4,602,514千円

- (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	82,574,517	-	-	-	-	-
有価証券（※1）						
その他の有価証券のうち						
満期があるもの	-	-	183,860	198,740	1,281,890	11,272,300
貸出金（※2,3）	1,220,767	2,510,192	714,098	1,057,898	479,973	12,079,286
合計	83,795,284	2,510,192	897,958	1,256,638	1,761,863	23,351,586

- (※1) 有価証券のうち、期限のない場合は「5年超」に含めています。
(※2) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）133,794千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。
(※3) 貸出金のうち、3カ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等6,798千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額
(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（※）	110,747,370	2,604,574	2,087,103	78,700	78,945	-

- (※) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

令和4年度

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】
貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- (3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。
- 貸借対照表計上額
外部出資 4,872,514千円

- (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	85,823,857	-	-	-	-	-
有価証券（※1）						
その他の有価証券のうち						
満期があるもの	-	100,000	296,140	1,059,570	0	11,490,560
貸出金（※2）	2,008,876	773,960	1,118,446	538,533	1,485,415	11,964,446
合計	87,832,733	873,960	1,414,586	1,598,103	1,485,415	23,455,006

- (※1) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）125,118千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。
(※2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等11,604千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額
(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（※）	115,389,632	2,153,137	1,651,524	124,123	52,715	-

- (※) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

- (1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。
その他の有価証券で時価のあるもの
その他の有価証券において、種類ごとの償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	償却原価	差額（※）
貸借対照表計上額が償却原価を超えるもの	債券			
	国債	-	-	-
	社債	3,649,320	3,598,980	50,339
	受益証券	104,070	100,000	4,070
	小計	3,753,390	3,698,980	54,409
貸借対照表計上額が償却原価を超えないもの	債券			
	国債	2,041,410	2,103,862	▲ 62,452
	社債	5,632,180	5,718,333	▲ 86,153
	受益証券	1,432,720	1,499,840	▲ 67,120
	小計	9,106,310	9,322,035	▲ 215,725
合計		12,859,700	13,021,016	▲ 161,316

- (※) 上記評価差額に繰延税金資産44,684千円を加えた額116,631千円を「その他の有価証券評価差額金」に計上しております。

- (1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。
その他の有価証券
その他の有価証券において、種類ごとの償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	償却原価	差額（※）
貸借対照表計上額が償却原価を超えるもの	債券			
	社債	100,500	100,000	500
	小計	100,500	100,000	500
貸借対照表計上額が償却原価を超えないもの	債券			
	国債	2,071,920	2,399,323	▲ 327,403
	社債	8,245,904	9,190,697	▲ 944,793
	受益証券	1,246,270	1,399,840	▲ 153,570
	小計	11,564,094	12,989,860	▲ 1,425,766
合計		11,664,594	13,089,860	▲ 1,425,266

- (※) 上記評価差額に繰延税金資産394,798千円を加えた額1,030,467千円を「その他の有価証券評価差額金」に計上しております

令和3年度

(2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
債券			
国債	1,200,473千円	3,176千円	—
地方債	508,665千円	8,785千円	—
社債	4,857,323千円	56,147千円	—
合計	6,566,461千円	68,110千円	—

(4) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳

①その他の金銭の信託

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額 (※1)	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの (※2)	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの (※2)
その他の金銭の信託	467,288	467,864	576	—	576

(※1) 上記差額に繰延税金資産159千円を加えた額416千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(※2) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

令和4年度

(2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
債券			
地方債	100,142千円	142千円	—
社債	2,813,151千円	11,240千円	5,613千円
合計	2,913,293千円	11,382千円	5,613千円

(4) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳

①その他の金銭の信託

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額 (※1)	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの (※2)	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの (※2)
その他の金銭の信託	495,939	505,821	9,882	—	9,882

(※1) 上記差額に繰延税金資産2,737千円を加えた額7,144千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(※2) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

8. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度並びに（一財）全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、前払年金費用及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

期首における前払年金費用	▲ 29,012千円
退職給付費用	52,643千円
退職給付の支払額	▲ 3,538千円
特定退職共済制度への拠出金	▲ 29,567千円
確定給付型年金制度への拠出金	▲ 13,773千円
期末における前払年金費用	▲ 23,248千円

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

退職給付債務	709,610千円
特定退職共済制度	▲ 447,706千円
確定給付型年金制度	▲ 285,152千円
前払年金費用	▲ 23,248千円

④退職給付に関連する損益

勤務費用	52,643千円
退職給付費用	52,643千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金16,982千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、195,541千円となっています。

(1) 退職給付に係る注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度並びに（一財）全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、前払年金費用及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

期首における前払年金費用	▲ 23,248千円
退職給付費用	59,894千円
退職給付の支払額	▲ 10,453千円
特定退職共済制度への拠出金	▲ 26,832千円
確定給付型年金制度への拠出金	▲ 13,392千円
期末における前払年金費用	▲ 14,032千円

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

退職給付債務	722,778千円
特定退職共済制度	▲ 446,183千円
確定給付型年金制度	▲ 290,627千円
前払年金費用	▲ 14,032千円

④退職給付に関連する損益

勤務費用	59,894千円
退職給付費用	59,894千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金16,471千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、170,649千円となっています。

令和3年度

令和4年度

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
未収利息不計上否認	1,036千円
賞与引当金	9,463千円
賞与対応未払社会保険料	1,657千円
未払事業税	2,220千円
役員退職慰労引当金否認	6,015千円
年度末賞与	2,928千円
未払社会保険料（年度末賞与）	486千円
その他有価証券評価差損	44,844千円
減価償却累計額限度超過額	9,801千円
土地減損損失否認	4,584千円
外部出資損失否認	831千円
繰延税金資産小計	83,869千円
評価性引当額	▲ 11,114千円
繰延税金資産合計（A）	72,754千円
繰延税金負債	
前払年金費用	▲ 6,439千円
全農適格合併みなし配当	▲ 159千円
繰延税金負債合計（B）	▲ 6,599千円
繰延税金資産の純額（A） + （B）	66,155千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.7%
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。	

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
未収利息不計上否認	1,044千円
賞与引当金	9,461千円
賞与対応未払社会保険料	1,686千円
未払事業税	2,835千円
役員退職慰労引当金否認	2,327千円
年度末賞与	3,091千円
未払社会保険料（年度末賞与）	516千円
その他有価証券評価差損	397,536千円
減価償却累計額限度超過額	8,664千円
土地減損損失否認	4,584千円
固定化在庫品簿価切り下げ否認	193千円
外部出資損失否認	831千円
その他	1,672千円
繰延税金資産小計	434,445千円
評価性引当額	▲ 9,533千円
繰延税金資産合計（A）	424,912千円
繰延税金負債	
前払年金費用	▲ 3,886千円
全農適格合併みなし配当	▲ 159千円
繰延税金負債合計（B）	▲ 4,046千円
繰延税金資産の純額（A） + （B）	420,865千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.7%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.5%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲ 5.4%
住民税均等割額	3.2%
評価性引当額の増減	▲ 0.9%
過年度法人税等追徴額	5.3%
その他	▲ 0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.3%

10. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（6）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. その他の注記

(1) 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、本店、古河支店、総和地区営農センター、農産物直売所女沼店、三和地区営農センター、三和地区営農センター倉庫、猿島地区営農センター倉庫に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

(2) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで、資金を貸付けることを約する契約です。

これらの契約に係る融資未実行残高は433,001千円です。

11. その他の注記

(1) 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、本店、古河支店、総和地区営農センター、農産物直売所女沼店、三和地区営農センター、三和地区営農センター倉庫、猿島地区営農センター倉庫に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

(2) 当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで、資金を貸付けることを約する契約です。

これらの契約に係る融資未実行残高は426,136千円です。

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	令和 3 年度	令和 4 年度
1. 当期末処分剰余金	701,412,936	731,166,206
合 計		
2. 剰余金処分額	94,867,255	105,172,258
(1) 利益準備金	20,000,000	25,000,000
(2) 任意積立金	54,547,226	60,000,000
税効果調整積立金	547,226	—
地域農業基盤強化積立金	18,000,000	20,000,000
事業機能強化積立金	18,000,000	20,000,000
経営基盤安定化積立金	18,000,000	20,000,000
(3) 出資配当金	20,320,029	20,172,258
3. 次期繰越剰余金	606,545,681	625,993,948

(注) 1. 出資配当金については次のとおりです。

(1) 普通出資配当の割合

令和 3 年度	1.0%
令和 4 年度	1.0%

2. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

(単位：円)

種 類	目的及び取り崩し基準	積立目標金額	当期末残高
税効果調整積立金	繰延税金資産（法人税等の前払部分）の剰余金処分を留保するために積立を行う。取り崩しは法人税等の繰延税金資産が回収された金額を取り崩す。		27,375,544
地域農業基盤強化積立金	新農政に対応するため、集落営農の振興のために積立を行う。取崩基準は、 1. 農業効率化に貢献する施設等の取得・修繕費用相当額 2. 不慮の事故への対応等、毎年度の農業に関するリスク管理経費相当額	300,000,000	232,000,000
事業機能強化積立金	事業強化のために必要な固定資産の取得・処分及び修繕等の財源として積立を行う。取崩基準は、 1. 固定資産処分にかかる減価償却の未償却残高相当額 2. 修繕の際の経費相当額及び関連費用	1,000,000,000	812,000,000
経営基盤安定化積立金	臨時的に多額の損失が発生した場合でも組合の運営が左右されないよう財務基盤の安定と十分な自己資本水準を維持するために積立を行う。取り崩しは大幅な費用の発生、または収益の減少により欠損金が発生した場合とする。	500,000,000	306,000,000

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が次のとおり含まれています。

令和 3 年度	20,000,000円
令和 4 年度	20,000,000円

部門別損益計算書

■令和3年度

第28事業年度

（令和3年2月1日から
令和4年1月31日まで）

部門別損益計算書

（単位：千円）

区 分		計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	5,069,200	914,182	485,552	2,607,478	1,017,768	44,218	
事業費用	②	3,092,255	70,908	21,498	2,165,406	791,989	42,452	
事業総利益	③=①-②	1,976,945	843,274	464,054	442,071	225,778	1,766	
事業管理費	④	1,854,998	401,731	415,882	688,573	348,715	94	
（うち減価償却費）	⑤	(108,119)	(29,540)	(24,543)	(35,818)	(18,185)	(32)	
（うち人件費）	⑤'	(1,323,244)	(282,695)	(296,473)	(493,920)	(250,117)	(37)	
うち共通管理費	⑥		120,542	100,157	146,177	74,257	88	▲ 441,223
（うち減価償却費）	⑦		(29,538)	(24,543)	(35,820)	(18,196)	(21)	(▲ 108,119)
（うち人件費）	⑦'		(68,909)	(57,256)	(83,564)	(42,450)	(50)	(▲ 252,232)
事業利益	⑧=③-④	121,946	441,542	48,171	▲ 246,502	▲ 122,937	1,671	
事業外収益	⑨	86,070	17,832	18,902	32,917	16,412	4	
うち共通分	⑩		4,402	3,657	5,338	2,712	3	▲ 16,114
事業外費用	⑪	4,388	1,197	996	1,454	738	1	
うち共通分	⑫		1,194	992	1,448	735	—	▲ 4,372
経常利益	⑬=⑧+⑨-⑪	203,628	458,177	66,078	▲ 215,039	▲ 107,263	1,675	
特別損失	⑭	69,620	14,902	15,599	25,965	13,147	4	
うち共通分	⑮		4,325	3,593	5,244	2,664	3	▲ 5,060
税引前当期利益	⑯=⑬-⑭	134,008	443,275	50,478	▲ 241,005	▲ 120,410	1,670	
営農指導事業分配賦額	⑰		▲ 456	▲ 379	▲ 553	▲ 281	1,670	
営農指導事業分配賦額後 税引前当期利益	⑱=⑯-⑰	134,008	443,731	50,858	▲ 240,451	▲ 120,129		

（注）⑥、⑩、⑫、⑮は各事業に直課できない部分

1 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

（1）共通管理費等の他部門への配布基準

管理部を除く3分割＝（人員割＋事業総利益＋事業管理費（人件費を除く）割）÷ 3

（2）営農指導事業費（損失）の他部門への配布基準

管理部及び営農指導を除く3分割＝（人員割＋事業総利益割＋事業管理費（人件費を除く）割）÷ 3

2 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

（単位：％）

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	合 計
共通管理費等	27.32	22.70	33.13	16.83	0.02	100.00
営農指導事業	27.33	22.71	33.14	16.82		100.00

3 予算統制の状況

（単位：千円）

区 分	当初予算額	修 正 額	修正後予算額 c	決算額 d	差引（c - d）
事業管理費	1,975,715	—	1,975,715	1,854,998	120,716
営農指導事業					
収入 a	60,520	—	60,520	47,493	13,026
支出 b	65,350	—	65,350	49,862	15,487
差引（a - b）	▲ 4,830	—	▲ 4,830	▲ 2,369	▲ 2,460

令和4年度

第29事業年度

（令和4年2月1日から
令和5年1月31日まで）

部門別損益計算書

（単位：千円）

区 分		計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	5,061,379	900,773	455,607	2,586,813	1,052,380	65,805	
事業費用	②	3,068,765	83,608	22,015	2,100,014	805,034	58,092	
事業総利益	③=①-②	1,992,613	817,165	433,591	486,798	247,345	7,712	
事業管理費	④	1,883,983	375,636	415,159	726,124	366,438	624	
（うち減価償却費）	⑤	(129,151)	(32,978)	(28,370)	(44,934)	(22,701)	(166)	
（うち人件費）	⑤'	(1,312,798)	(257,144)	(289,347)	(509,066)	(256,898)	(342)	
うち共通管理費	⑥		123,532	106,271	168,318	85,035	624	▲ 483,782
（うち減価償却費）	⑦		(32,978)	(28,370)	(44,934)	(22,701)	(166)	(▲ 129,151)
（うち人件費）	⑦'		(67,720)	(58,257)	(92,271)	(46,616)	(342)	(▲ 265,208)
事業利益	⑧=③-④	108,630	441,528	18,432	▲ 239,325	▲ 119,092	7,088	
事業外収益	⑨	88,138	16,674	19,000	35,036	17,404	22	
うち共通分	⑩		4,452	3,830	6,066	3,064	22	▲ 17,437
事業外費用	⑪	5,527	1,386	1,214	1,940	980	6	
うち共通分	⑫		1,327	1,142	1,809	914	6	▲ 5,200
経常利益	⑬=⑧+⑨-⑪	191,241	456,817	36,218	▲ 206,229	▲ 102,668	7,104	
特別利益	⑭	3,533	683	778	1,375	694	—	
うち共通分	⑮		182	157	248	125	—	▲ 714
特別損失	⑯	12,102	2,373	2,667	4,690	2,366	3	
うち共通分	⑰		730	628	995	503	3	▲ 2,862
税引前当期利益	⑱=⑬+⑭-⑯	182,672	455,127	34,329	▲ 209,544	▲ 104,340	7,101	
営農指導事業分配賦額	⑲		▲ 1,817	▲ 1,561	▲ 2,472	▲ 1,249	7,101	
営農指導事業分配賦額後 税引前当期利益	⑳=⑱-⑲	182,672	456,944	35,891	▲ 207,071	▲ 103,091		

（注）⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分

1 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

（1）共通管理費等の他部門への配布基準
管理部を除く3分割＝（人員割＋事業総利益＋事業管理費（人件費を除く）割）÷3
（2）営農指導事業費（損失）の他部門への配布基準
管理部及び営農指導を除く3分割＝（人員割＋事業総利益割＋事業管理費（人件費を除く）割）÷3

2 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

（単位：％）

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	合 計
共通管理費等	25.54	21.97	34.80	17.57	0.12	100.00
営農指導事業	25.59	22.00	34.82	17.59		100.00

3 予算統制の状況

（単位：千円）

区 分	当初予算額	修 正 額	修正後予算額 c	決算額 d	差引（c - d）
事業管理費	1,959,459	—	1,959,459	1,883,983	75,475
営農指導事業					
収入 a	52,900	—	52,900	69,201	▲ 16,301
支出 b	59,900	—	59,900	66,331	▲ 6,431
差引（a - b）	▲ 7,000	—	▲ 7,000	2,870	▲ 9,870

財務諸表等の正確性等にかかる確認

確 認 書

1. 私は、当 J A の令和 4 年 2 月 1 日から令和 5 年 1 月 3 1 日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に準拠して適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和 5 年 4 月 29 日

茨城むつみ農業協同組合

代表理事組合長 石塚 克己

会計監査人の監査

令和 3 年度及び令和 4 年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第 37 条の 2 第 3 項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、口、人、%)

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	5,479,728	5,459,285	5,275,257	5,069,200	5,061,379
信用事業収益	1,001,730	946,598	907,072	914,182	900,773
共済事業収益	553,957	519,165	496,085	485,552	455,607
農業関連事業収益	2,791,554	2,795,136	2,733,229	2,607,478	2,586,813
その他事業収益	1,132,485	1,198,384	1,138,870	1,061,986	1,118,185
経常利益	354,277	123,634	157,062	203,628	191,241
当期剰余金 (注)	250,035	93,138	101,861	96,119	123,710
出資金	2,089,505	2,077,822	2,067,744	2,053,469	2,047,569
(出資口数)	(2,089,505口)	(2,077,822口)	(2,067,744口)	(2,053,469口)	(2,047,569口)
純資産額	8,321,052	8,399,629	8,365,035	8,363,607	7,542,054
総資産額	121,442,349	120,280,287	125,049,309	125,049,309	128,483,836
貯金等残高	111,993,789	110,744,529	115,367,329	115,596,694	119,371,133
貸出金残高	17,665,769	17,219,556	17,690,227	18,069,014	17,901,283
有価証券残高	7,260,821	8,849,060	12,342,502	12,859,700	11,664,594
剰余金配当金額	20,721	20,561	20,418	20,320	20,172
出資配当金	20,721	20,561	20,418	20,320	20,172
事業利用分量配当金	—	—	—	—	—
職員数	327	299	296	290	278
単体自己資本比率	20.37	17.49	16.21	15.68	15.77

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 信託業務の取り扱いはありません。
4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：千円、%)

項 目	令和3年度	令和4年度	増減
資金運用収支	774,467	782,579	8,112
役務取引等収支	14,375	33,212	18,837
その他信用事業収支	54,430	1,372	▲ 53,058
信用事業粗利益	864,413	826,538	▲ 37,875
信用事業粗利益率	0.74	0.69	▲ 0.05
事業粗利益	2,210,165	2,556,706	337,291
事業粗利益率	1.76	1.98	0.22
事業純益	355,166	670,265	315,099
実質事業純益	355,166	672,723	317,557
コア事業純益	287,056	655,727	368,671
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	285,586	668,697	383,111

3. 資金運用収支の内訳

(単位：千円、%)

	令和3年度			令和4年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	115,289,847	792,780	0.69	117,970,393	800,197	0.68
うち預金	85,099,376	507,607	0.60	85,449,193	517,343	0.61
うち有価証券	12,379,867	105,778	0.85	14,503,560	109,198	0.75
うち貸出金	17,810,602	179,393	1.01	18,017,639	173,655	0.96
資金調達勘定	116,059,595	18,312	0.02	118,991,908	17,618	0.01
うち貯金・定期積金	116,028,724	16,426	0.01	118,972,318	16,341	0.01
うち借入金	30,870	469	1.52	19,590	263	1.34
経費率			0.00			0.00
総資金利ざや			0.67			0.66

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）
 2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金等奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

	令和3年度増減額	令和4年度増減額
受取利息	▲ 9,448	7,417
うち預金	▲ 12,140	9,735
うち有価証券	2,326	3,420
うち貸出金	365	▲ 5,738
支払利息	▲ 4,235	▲ 290
うち貯金・定期積金	▲ 3,865	▲ 84
うち借入金	▲ 369	▲ 206
差引	▲ 5,213	7,707

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金等奨励金が含まれています。

経営諸指標

1. 利益率

(単位：％)

項 目	令和3年度	令和4年度	増減
総資産経常利益率	0.16	0.15	▲ 0.01
資本経常利益率	2.41	2.25	▲ 0.16
総資産当期純利益率	0.07	0.09	0.02
資本当期純利益率	1.14	1.45	0.31

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返りを除く）平均残高×100
2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返りを除く）平均残高×100
4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：％)

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	増減
貯貸率	期 末	15.63	14.99	▲ 0.64
	期中平均	15.35	15.14	▲ 0.21
貯証率	期 末	11.52	10.18	▲ 1.34
	期中平均	10.66	12.19	1.53

- (注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100
2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100
4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

3. 職員一人当たり及び一店舗当たりの指標

(単位：千円)

項 目		令和 3 年度	令和 4 年度
信用事業	一職員当たり貯金残高	3,302,762	3,979,037
	一店舗当たり貯金残高	19,266,115	19,895,188
	一職員当たり貸出金残高	903,450	895,064
	一店舗当たり貸出金残高	3,011,502	2,983,547
共済事業	一職員当たり長期共済保有高	5,154,762	5,308,186
	一店舗当たり長期共済保有高	44,674,607	42,465,489
経済事業	一職員当たり購買品供給高	39,041	43,181
	一職員当たり販売品販売高	139,391	158,802

(注) 各事業の職員数は担当職員数、また店舗数は業務を実施している本・支店、事業所等の数で計算しております。

貸倒引当金の期末残高及び貸出金償却の額

貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位：千円)

区 分	令和 3 年度					令和 4 年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	12,266	8,119	—	12,266	8,119	8,119	10,577	—	8,119	10,577
個別貸倒引当金	18,234	31,093	—	18,234	31,093	31,093	30,862	—	31,093	30,862
合 計	30,500	39,212	—	30,500	39,212	39,212	41,439	—	39,212	41,439

貸出金償却の額

「該当する取引はございません。」

信用事業（貯金に関する指標）

科目別貯金平均残高

(単位：千円、%)

種 類	令和 3 年度		令和 4 年度		平均残高増減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
流動性貯金	59,494,712	51.28	62,746,818	52.74	3,252,106
定期性貯金	56,534,012	48.72	56,225,500	47.26	▲ 308,512
その他の貯金	—	—	—	—	—
小 計	116,028,724	100.00	118,972,318	100.00	2,943,594
譲渡性貯金	—	—	—	—	—
合 計	116,028,724	100.00	118,972,318	100.00	2,943,594

(注) 1. 流動性貯金 = 当座貯金 + 普通貯金 + 貯蓄貯金 + 通知貯金 + 別段貯金

2. 定期性貯金 = 定期貯金 + 定期積金

定期貯金残高

(単位：千円、%)

種 類	令和 3 年度		令和 4 年度		残高増減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
定期貯金	55,500,429		55,212,816		▲ 287,613
うち固定金利定期	55,500,429	100.00	55,212,816	100.00	▲ 287,613
うち変動金利定期	—	—	—	—	—

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

信用事業（貸出金等に関する指標）

科目別貸出金平均残高

（単位：千円、％）

種 類	令和 3 年度		令和 4 年度		平均残高増減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
手形貸付金	—	—	—	—	—
証書貸付金	11,286,927	63.36	11,534,653	64.00	247,726
当座貸越	116,107	0.65	117,399	0.65	1,292
割引手形	—	—	—	—	—
金融機関貸付	6,412,326	35.99	6,370,628	35.35	▲ 41,698
合 計	17,815,361	100.00	18,022,681	100.00	207,320

貸出金の金利条件別内訳残高

（単位：千円、％）

種 類	令和 3 年度		令和 4 年度		残高増減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
固定金利貸出	10,946,995	66.43	10,623,295	59.34	▲ 323,700
変動金利貸出	6,666,668	30.95	6,857,631	38.31	190,963
その他	455,350	2.62	420,355	2.35	▲ 34,995
合 計	18,069,014	100.00	17,901,283	100.00	▲ 167,731

（注）「その他」は当座貸越、無利息等の固定、変動の区分がないもの

貸出金の担保別内訳残高

（単位：千円）

種 類	令和 3 年度	令和 4 年度	増 減
貯金・定期積金等	94,567	83,540	▲ 11,026
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	3,196	843	▲ 2,352
工場	—	—	—
財団	—	—	—
船舶	—	—	—
その他担保	15,897	11,217	▲ 4,680
小 計	113,662	95,602	▲ 18,059
農業信用基金協会保証	6,872,897	7,084,746	211,849
その他保証	2,068,342	2,137,568	69,225
小 計	8,941,240	9,222,315	281,074
信用	9,014,112	8,583,365	▲ 430,746
合 計	18,069,014	17,901,283	▲ 167,731

債務保証見返額の担保別内訳残高

「該当する取引はございません。」

貸出金の使途別内訳残高

(単位：千円、%)

種 類	令和 3 年度		令和 4 年度		残高増減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
設備資金	11,570,235	64.03	11,403,122	63.70	▲ 167,113
運転資金	6,498,779	35.97	6,498,161	36.30	▲ 618
合 計	18,069,014	100.00	17,901,283	100.00	▲ 167,731

貸出金の業種別残高

(単位：千円、%)

種 類	令和 3 年度		令和 4 年度		残高増減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
農業	890,652	4.93	859,432	4.80	▲ 31,220
林業	—	—	—	—	—
水産業	257	0.00	—	—	▲ 257
製造業	761,258	4.21	817,684	4.57	56,426
鉱業	99,582	0.55	96,788	0.54	▲ 2,793
建設業	361,809	2.00	348,257	1.95	▲ 13,552
不動産業	20,720	0.11	68,854	0.38	48,134
電気・ガス・熱供給・水道業	57,506	0.32	54,861	0.31	▲ 2,645
運輸・通信業	384,102	2.13	392,481	2.19	8,378
卸売・小売業・飲食店	97,287	0.54	99,021	0.55	1,734
サービス業	385,682	2.13	419,690	2.34	34,008
金融・保険業	6,396,790	35.40	6,468,930	36.14	72,140
地方公共団体	2,606,071	14.42	2,147,680	12.00	▲ 458,390
その他	6,007,293	33.25	6,127,600	34.23	120,306
合 計	18,069,014	100.00	17,901,283	100.00	▲ 167,731

主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：千円)

種 類	令和 3 年度	令和 4 年度	増 減
農業	611,535	600,702	▲ 10,833
穀作	23,198	25,430	2,231
野菜・園芸	136,625	100,164	▲ 36,461
果樹・樹園農業	—	—	—
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	9,215	22,675	13,460
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	442,498	452,433	9,934
農業関連団体等	—	—	—
合 計	611,535	600,702	▲ 10,833

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、前記『貸出金の業種別残高』の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、J Aや全農（経済連）とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：千円)

種 類	令和 3 年度	令和 4 年度	増 減
プロパー資金	588,876	530,978	▲ 57,898
農業制度資金	22,658	69,723	47,064
農業近代化資金	1,340	57,168	55,828
その他制度資金	21,318	12,555	▲ 8,763
合 計	611,535	600,702	▲ 10,833

(注) 1. 「プロパー資金」とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 「農業制度資金」には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJ Aが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. 「その他制度資金」には、農業経営改善促進資金（スーパー S 資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

「該当する取引はございません。」

農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況（法定）

（単位：千円）

債 権 区 分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3年度	3,052	2,127	—	925	3,052
	4年度	2,475	1,590	—	885	2,475
危険債権	3年度	42,523	11,663	29,852	1,008	42,523
	4年度	30,451	7,832	22,124	—	29,956
要管理債権	3年度	—	—	—	—	—
	4年度	—	—	—	—	—
三月以上	3年度	—	—	—	—	—
延滞債権	4年度	—	—	—	—	—
貸出条件	3年度	—	—	—	—	—
緩和債権	4年度	—	—	—	—	—
小 計	3年度	45,575	13,790	29,852	1,933	45,575
	4年度	32,926	9,422	22,124	885	32,431
正 常 債 権	3年度	18,045,618				
	4年度	17,887,767				
合 計	3年度	18,091,194				
	4年度	17,920,693				

（注） 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と 5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

「該当する取引はございません。」

信用事業（内国為替取扱実績）

（単位：件、千円）

種 類		令和 3 年度		令和 4 年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送 金 ・ 振 込 為 替	件 数	15,485	120,837	16,957	124,360
	金 額	22,295,091	27,075,329	16,262,282	29,612,173
代 金 取 立 為 替	件 数	—	—	—	1
	金 額	—	—	—	1,713
雑 為 替	件 数	1,684	861	1,338	410
	金 額	922,300	404,472	704,838	76,796
合 計	件 数	17,169	121,698	18,295	124,771
	金 額	23,217,391	27,479,801	16,967,121	29,690,683

信用事業（有価証券に関する指標）

種類別有価証券平均残高

（単位：千円）

種 類	令和 3 年度	令和 4 年度	増 減
国債	2,045,518	2,337,096	291,578
地方債	0	3,013	3,013
政府保証債	—	—	—
金融債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	8,313,131	10,071,435	1,758,304
株式	—	—	—
その他の有価証券	1,547,612	1,594,213	46,601
合 計	11,906,261	14,005,759	2,099,496

商品有価証券種類別平均残高

「該当する取引はございません。」

有価証券残存期間別残高

(単位：千円)

	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	期間の定め のないもの	合計
令和 3 年度								
国債	—	—	—	—	—	2,100,000	—	2,100,000
地方債	—	—	—	—	—	—	—	—
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	100,000	800,000	—	—	7,100,000	1,000,000	9,000,000
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	100,000	700,000	300,000	400,000	100,000	—	1,600,000
令和 4 年度								
国債	—	—	—	—	—	2,400,000	—	2,400,000
地方債	—	—	—	—	—	—	—	—
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	300,000	600,000	700,000	700,000	6,400,000	600,000	9,300,000
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	100,000	500,000	400,000	300,000	100,000	—	1,400,000

信用事業（有価証券等の時価情報等）

有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

(単位：千円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	—	—	—	—

[満期保有目的の債券]

(単位：千円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—	—	—

[その他有価証券]

(単位：千円)

	種 類	令和 3 年度			令和 4 年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却減価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却減価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却減 価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	—	—	—	—	—	—
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	3,649,320	3,598,980	50,339	100,000	100,500	500
	その他の証券	104,070	100,000	4,070	—	—	—
	小 計	3,753,390	3,698,980	54,409	100,000	100,500	500
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却減 価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	—	—	—	—	—	—
	国債	2,041,410	2,103,862	▲ 62,452	2,071,920	2,399,323	▲ 327,403
	地方債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	5,632,180	5,718,333	▲ 86,153	8,245,904	9,190,697	▲ 944,793
	その他の証券	1,432,720	1,499,840	▲ 67,120	1,246,270	1,399,840	▲ 153,570
	小 計	9,106,310	9,322,035	▲ 215,725	11,564,094	12,989,860	▲ 1,425,766
	合 計	12,859,700	13,021,016	▲ 161,316	11,664,594	13,089,860	▲ 1,425,266

金銭の信託の時価情報

[運用目的の金銭の信託]

(単位：千円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	—	—	—	—

[満期保有目的の金銭の信託]

(単位：千円)

	令和3年度					令和4年度				
	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注)「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

[その他の金銭の信託]

(単位：千円)

	令和3年度					令和4年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	467,288	467,864	▲ 576	—	576	495,939	505,821	▲ 9,882	—	9,882

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

デリバティブ取引・金融等デリバティブ取引・有価証券関連店頭デリバティブ取引

「該当する取引はございません。」

共済事業

長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：千円)

種 類		令和 3 年度		令和 4 年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生 命 系	終身共済	2,579,663	82,973,430	1,880,015	79,239,759
	定期生命共済	261,400	680,000	221,700	829,500
	養老生命共済	805,080	62,628,498	891,400	54,280,640
	うちこども共済	199,000	13,901,831	165,500	12,228,331
	医療共済	57,000	496,800	7,000	449,800
	がん共済	—	74,000	—	71,000
	定期医療共済	—	933,200	—	866,000
	介護共済	128,652	1,103,757	144,401	1,235,126
	年金共済	—	30,000	—	30,000
	建物系	9,541,830	119,127,958	7,727,270	117,791,108
合 計		13,373,625	268,047,645	10,871,787	254,792,934

(注) 金額は、保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、年金共済は付加された定期特約金額）を表示しています。

医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	令和 3 年度		令和 4 年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	542	32,061	30	27,766
がん共済	430	4,268	520	4,658
定期医療共済	—	1,314	—	1,216
合 計	972	37,643	132,819	278,510

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

介護共済・認知症共済・生活障害共済・特定重度疾病共済・共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	令和 3 年度		令和 4 年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	158,550	1,403,405	186,426	1,564,175
認知症共済	—	—	50,600	50,600
生活障害共済（一時金型）	66,500	334,900	200,800	465,700
生活障害共済（定期年金型）	10,500	30,000	14,700	35,400
特定重度疾病共済	756,100	948,700	238,900	1,129,600
合 計	991,650	2,717,005	691,426	3,245,475

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

年金共済の年金保有高

(単位：千円)

種 類	令和 3 年度		令和 4 年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	206,380	1,923,143	91,645	1,928,476
年金開始後	—	457,952	—	436,729
合 計	206,380	2,381,096	91,645	2,365,206

(注) 「金額」欄は、年金年額について記載しています。

短期共済新契約高

(単位：千円)

種 類	令和 3 年度		令和 4 年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火災共済	26,003,120	29,622	25,848,960	29,806
自動車共済		372,958		370,264
傷害共済	26,743,000	3,542	23,103,500	3,347
定額定期生命共済	8,000	33	8,000	33
賠償責任共済		192		200
自賠責共済		52,004		50,965
合 計		458,352		454,617

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

購買事業

買取購買品取扱実績

(単位：千円)

種 類		令和 3 年度		令和 4 年度	
		供給高	粗収益（手数料）	供給高	粗収益（手数料）
生 産 資 材	肥 料	543,606	96,558	700,653	136,081
	飼 料	101,682	3,513	115,814	4,034
	農 業 機 械	127,381	15,477	97,294	12,613
	農 薬	353,273	48,442	405,750	55,691
	自 動 車	12,780	155	14,921	170
	燃 料	132,785	16,587	145,998	17,084
	保 温 資 材	80,709	10,019	80,956	11,395
	包 装 資 材	527,485	37,643	550,440	40,092
	建 築 資 材	76,477	5,850	67,533	5,303
	種 苗 ・ 素 畜	111,806	12,042	110,526	12,615
	そ の 他 生 産 資 材	7	—	436	20
小 計		2,067,996	246,291	2,290,326	295,102
生 活 物 資	米	1,047	201	4,798	1,055
	生 鮮 食 品	50,862	3,190	46,192	3,075
	一 般 食 品	123,023	29,381	116,322	27,021
	耐 久 消 費 財	27,825	2,340	34,306	2,557
	衣 料 品	20,264	4,233	19,518	4,073
	日 用 保 健 雑 貨	66,586	8,133	103,810	11,651
	家 庭 燃 料	76,036	39,294	79,317	37,745
	そ の 他 生 活 物 資	25,979	2,914	25,841	2,824
小 計		391,626	89,689	430,107	90,005
合 計		2,459,622	335,980	2,720,433	385,108

販売事業

受託販売品取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和 3 年度		令和 4 年度	
	取扱高	手数料	取扱高	手数料
米	297,656	12,528	277,601	2,870
麦	33,806	5,173	42,945	1,353
大 豆	3,717	168	4,515	230
そ の 他 豆 類 雑 穀	14,426	813	19,927	1,080
野 菜	5,164,886	78,393	5,899,351	119,580
畜 産 物	201,508	3,257	192,703	2,982
花 き	74,473	1,135	73,238	1,479
直 売 所	361,234	51,633	354,098	50,256
合 計	6,151,709	153,104	6,864,382	179,834

買取販売品取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和 3 年度		令和 4 年度	
	販売高	粗収益	販売高	粗収益
買 取 米	120,895	16,254	122,945	16,986
買 取 野 菜	—	—	—	—
合 計	120,895	16,254	122,945	16,986

保管事業

(単位：千円)

項 目		令和 3 年度	令和 4 年度
収益	保 管 料	9,828	12,137
	そ の 他	3,680	8,420
	計	18,557	20,557
費用	保 管 費 用	6,752	7,326
	計	6,752	7,326
差 引		11,805	13,230

利用事業

(単位：千円)

項 目		令和 3 年度	令和 4 年度
収 益	乾 燥 施 設	16,426	17,577
	葬 祭 事 業	352,830	362,228
	倉 庫 利 用	111,729	108,003
	そ の 他	7,011	6,657
	計	488,109	494,466
費 用	乾 燥 施 設	6,475	11,296
	葬 祭 事 業	217,327	215,286
	倉 庫 利 用	29,272	25,006
	そ の 他	—	—
	計	253,109	251,589
差 引		234,999	242,876

指導事業

(単位：千円)

項 目		令和 3 年度	令和 4 年度
収 益	賦 課 金	5,180	5,040
	くらしの活動助成金	3,274	3,396
	実 費 収 入	39,037	60,764
	計	47,491	69,200
費 用	営 農 改 善 費	42,452	58,092
	生 活 改 善 費	3,934	4,793
	教 育 広 報 費	3,474	3,444
	計	49,860	66,329
差 引		▲ 2,369	2,871

その他事業

直売事業取扱実績

(単位：千円)

種 類		令和 3 年度	令和 4 年度
収益	直 売 所 収 益 (※)	155,904	152,050
	計	155,904	152,050
費用	直 売 所 費 用 (※)	137,992	135,346
	計	137,992	135,346
差 引		17,911	16,703

(※) の項目は生産者以外からの取扱部分のみ記載しております。

旅行事業取扱実績

(単位：千円)

種 類		令和 3 年度	令和 4 年度
収益	取 扱 手 数 料	6,324	29,195
	そ の 他	16	49
	計	6,340	29,244
費用	供 給 費	6,120	26,749
	計	6,120	26,749
差 引		220	2,495

福祉事業取扱実績

(単位：千円)

種 類		令和 3 年度	令和 4 年度
収益	介 護 収 益	72,959	67,531
	計	72,959	67,531
費用	福 祉 労 務 費	21,309	21,976
	介 護 費 用	9,094	8,865
	計	30,404	30,842
差 引		42,554	36,689

直売事業（直売所）

（単位：千円）

種 類		令和 3 年度	令和 4 年度
取 扱 高	生産者からの受諾販売高（※ 1）	361,234	354,098
	その他商品の買取売上高（※ 2）	142,604	138,764
	その他商品の受託売上高（※ 2）	72,867	72,415
	計	576,705	565,277
収 益	生産者からの受諾販売高（※ 1）	51,633	50,256
	その他商品の買取売上高（※ 2）	142,604	138,764
	その他商品の受託売上高（※ 2）	13,299	13,286
	そ の 他（※ 2）	1,988	1,502
	計	209,525	203,809
費 用	その他商品の買取売上高（※ 2）	123,002	121,635
	そ の 他（※ 2）	40,468	42,193
	計	163,470	163,829
差 引		46,055	39,980

（注）※ 1 の項目は「販売事業」にも記載しています。
※ 2 の項目は「その他事業」にも記載しています。

自己資本の充実の状況編

金額・比率は単位未満を切り捨てにより表示しております。
よって、合計が一致しない場合があります。

自己資本の構成に関する事項	70
自己資本の充実度に関する事項	71
信用リスクに関する事項	72
信用リスク削減手法に関する事項	76
派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	78
証券化エクスポージャーに関する事項	78
出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項 ...	78
リスク・ウエイトのみなし計算が 適用されるエクスポージャーに関する事項 ...	79
金利リスクに関する事項	80

自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額	7,727,458	7,826,993
うち、出資金及び資本準備金の額	2,053,469	2,047,748
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	5,711,888	5,815,653
うち、外流出予定額 (▲)	20,320	20,172
うち、上記以外に該当するものの金額	▲ 17,758	▲ 16,236
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	8,119	10,577
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	8,119	10,577
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	140,085	93,343
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	7,875,663	7,930,914
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	544	474
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	544	474
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	16,808	10,145
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	17,353	10,620
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	7,858,310	7,920,294
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	46,467,866	46,544,395
資産 (オン・バランス) 項目	46,467,866	46,544,395
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	225,480	630,880
うち、他の金融機関向けエクスポージャー	▲ 812,191	▲ 406,272
うち、上記以外に該当するものの額	1,037,671	1,037,152
オフ・バランス項目	—	—
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,629,219	3,658,238
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	50,097,086	50,202,633
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	15.68	15.77

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	令和3年度			令和4年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
現金	854,710	—	—	776,119	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,105,625	—	—	2,401,305	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	2,614,184	—	—	2,153,795	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	306,008	61,201	2,448	305,638	61,127	2,445
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	85,546,396	17,109,279	684,371	89,971,527	17,994,305	719,772
法人等向け	7,652,742	3,967,451	158,698	7,645,793	3,837,241	153,489
中小企業等向け及び個人向け	221,566	48,218	1,928	221,872	49,327	1,973
抵当権付住宅ローン	1,375,772	481,189	19,247	1,516,986	530,583	21,223
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	15,485	21,565	862	44,792	18,108	724
取立未済手形	7,014	1,402	56	8,730	1,746	69
信用保証協会等保証付	6,875,088	679,762	27,190	7,086,842	701,460	28,058
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	536,394	536,394	21,455	536,394	536,394	21,455
（うち出資等のエクスポージャー）	536,394	536,394	21,455	536,394	536,394	21,455
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
上記以外	10,580,303	17,651,299	706,051	9,996,601	17,321,362	692,854
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	1,201,974	3,004,936	120,197	990,296	2,475,742	99,029
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	4,607,580	11,518,951	460,758	4,606,968	11,517,420	460,696
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	4,770,748	3,127,410	125,096	4,399,336	3,328,199	133,127
証券化	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—
（うち非STC適用分）	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	5,673,995	4,060,238	162,409	5,811,437	4,049,312	161,972
（うちルックスルー方式）	5,673,995	4,060,238	162,409	5,811,437	4,049,312	161,972
（うちマナドート方式）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	1,037,671	41,506	—	1,037,152	41,486
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	812,191	32,487	—	406,272	16,250
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	124,365,289	46,467,866	1,858,714	128,477,836	46,544,395	1,861,775
CVAリスク相当額 ÷ 8 %	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	124,365,289	46,467,866	1,858,714	128,477,836	46,544,395	1,861,775
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を 8 %で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4 %	オペレーショナル・リスク相当額を 8 %で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4 %
	3,629,219		145,168	3,658,238		146,329
所要自己資本額計	リスク・アセット等（分母）計 a		所要自己資本額 b = a × 4 %	リスク・アセット等（分母）計 a		所要自己資本額 b = a × 4 %
	50,097,086		2,003,883	50,202,633		2,008,105

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」とは、他の金融機関の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目（無形固定資産、前払年金費用、繰延税金資産等）および土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセット額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
- <オペレーショナル・リスク相当額を8 %で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>
- (粗利益（正の値の場合に限る）×15%）の直近3年間の合計額 ÷ 8 %
- 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

信用リスクに関する事項

標準的手法に関する事項

当J Aでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R & I）
株式会社日本格付研究所（J C R）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S & P グローバル・レーティング（S & P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

- (イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー （長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー （短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：千円）

		令和3年度					令和4年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国	内	118,691,294	14,484,901	11,444,895	—	15,485	122,666,399	14,014,917	11,715,198	—	40,819
国	外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別残高計		118,691,294	14,484,901	11,444,895	—	15,485	122,666,399	14,014,917	11,715,198	—	40,819
法人	農業	118,874	118,874	—	—	—	142,074	142,074	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	2,105,454	—	2,105,454	—	—	1,310,881	15,000	1,295,881	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	907,390	—	907,390	—	—	1,007,344	—	1,007,344	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,401,896	—	1,401,896	—	—	2,305,527	—	2,305,527	—	—
	運輸・通信業	2,010,841	—	2,010,841	—	—	2,110,042	—	2,110,042	—	—
	金融・保険業	92,066,134	2,751,092	2,105,668	—	—	96,180,364	2,480,999	1,994,020	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	808,019	—	808,019	—	—	601,077	—	601,077	—	—
	日本国政府・地方公共団体	4,719,010	2,613,385	2,105,625	—	—	4,554,231	2,152,926	2,401,305	—	—
	上記以外	552,239	15,844	—	—	—	550,583	14,188	—	—	—
個人		8,985,704	8,985,704	—	—	15,485	9,238,255	9,206,603	—	—	40,819
その他		5,015,729	—	—	—	—	4,666,017	3,125	—	—	—
業種別残高計		118,691,294	14,484,901	11,444,895	—	15,485	122,666,399	14,014,917	11,715,198	—	40,819
1年以下		82,783,793	122,835	—	—		87,012,781	130,006	—	—	
1年超3年以下		994,253	891,562	102,690	—		927,205	624,442	302,763	—	
3年超5年以下		1,454,235	651,277	802,958	—		1,053,189	451,127	602,062	—	
5年超7年以下		1,212,166	912,021	300,145	—		1,632,785	931,801	700,984	—	
7年超10年以下		1,434,992	334,057	1,100,935	—		1,080,239	379,505	700,733	—	
10年超		19,510,142	11,373,254	8,136,887	—		20,078,041	11,270,103	8,807,937	—	
期限の定めのないもの		11,301,709	199,892	1,001,276	—		10,882,156	227,930	600,716	—	
残存期間別残高計		118,691,294	14,484,901	11,444,895	—		122,666,399	14,014,917	11,715,198	—	
平均残高計		111,758,212	14,210,000	10,473,777	—		114,463,354	14,711,751	12,436,734	—	

- （注） 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	令和 3 年度					令和 4 年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	12,266	8,119	—	12,266	8,119	8,119	10,577	—	8,119	10,577
個別貸倒引当金	18,234	31,093	—	18,234	31,093	31,093	30,862	—	31,093	30,862

業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分	令和 3 年度						令和 4 年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国 内	18,234	31,093	—	18,234	31,093	—	31,093	30,862	—	31,093	30,862	—
国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地 域 別 計	18,234	31,093	—	18,234	31,093	—	31,093	30,862	—	31,093	30,862	—
法 人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 計	日本国政府・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上 記 以 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	18,234	31,093	—	18,234	31,093	—	31,093	30,862	—	31,093	30,862	—
業 種 別 計	18,234	31,093	—	18,234	31,093	—	31,093	30,862	—	31,093	30,862	—

(注) 貸出金償却額は個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺前の金額を記載しております。

信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位：千円)

		令和3年度			令和4年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘 案 後 残 高	リスク・ウエイト0%	—	5,756,938	5,756,938	—	5,494,096	5,494,096
	リスク・ウエイト2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト10%	—	6,797,621	6,797,621	—	7,014,597	7,014,597
	リスク・ウエイト20%	400,369	85,957,547	86,357,916	500,677	90,395,374	90,896,051
	リスク・ウエイト35%	—	1,874,825	1,874,825	—	1,515,953	1,515,953
	リスク・ウエイト50%	6,729,990	1,200	6,731,190	6,816,020	502,239	7,318,259
	リスク・ウエイト75%	—	39,187	39,187	—	37,120	37,120
	リスク・ウエイト100%	500,401	6,888,503	7,388,905	304,350	5,783,452	6,087,803
	リスク・ウエイト150%	—	14,285	14,285	—	13,253	13,253
	リスク・ウエイト250%	—	5,268,094	5,268,094	—	5,326,416	5,326,416
	その他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウエイト1250%		—	—	—	—	—	—
計		7,630,761	112,098,204	119,728,966	7,621,048	116,082,503	123,703,551

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がＡ－またはＡ３以上で、算定基準日に長期格付がＢＢＢ－またはＢaa３以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

	令和3年度			令和4年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商 品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	5,188	94,138	—	2,444	106,492	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	9,274	3,989	—	6,482	492,337	—
合 計	14,462	98,128	—	8,926	598,830	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

「該当する取引はございません。」

証券化エクスポージャーに関する事項

「該当する取引はございません。」

出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当J Aにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当J Aの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やA L Mなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するA L M委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びA L M委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	4,602,514	4,602,514	4,872,514	4,872,514
合計	4,602,514	4,602,514	4,872,514	4,872,514

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

「該当する取引はございません。」

貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

「該当する取引はございません。」

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

「該当する取引はございません。」

リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	5,610,945	5,657,867
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

金利リスクに関する事項

金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。

具体的な金利リスクの管理方針及び手続きについては以下のとおりです。

◇リスク管理の方針及び手続の概要

- ・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明
当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。
- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
該当ありません。

◇金利リスクの算定手法の概要

- 当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。
- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
 - ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は５年です。
 - ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）及びその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
 - ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
 - ・複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
 - ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。
なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
 - ・内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
 - ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
該当ありません。
 - ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
該当ありません。

金利リスクに関する事項

(単位：千円)

IRRBB 1：金利リスク

項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,446,754	1,599,103	48,062	33,494
2	下方パラレルシフト	▲ 2,000,017	▲ 787,602	8,647	120
3	スティープ化	1,555,265	1,674,193		
4	フラット化	▲ 1,169,095	▲ 564,522		
5	短期金利上昇	▲ 108,699	231		
6	短期金利低下	81,626	48,710		
7	最大値	1,555,265	1,674,193	48,062	33,494
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	7,920,294		7,875,663	



法定開示項目掲載ページ一覧

農協法による開示基準対比での掲載ページは以下のとおりです。

【単体情報】

＜法定開示項目（農業協同組合施行規則第204条関係）＞

開示基準項目	掲載ページ
1. 概況及び組織に関する事項	
○業務の運営の組織	23
○理事及び監事の氏名及び役職名	24
○事務所の名称及び所在地	26
○特定信用事業代理業者に関する事項	27
○会計監査人の名称	27
2. 主要な業務の内容	18
3. 主要な業務に関する事項	
○直近の事業年度における事業の概況	4
○直近の5事業年度における主要な業務の概況	49
○直近の2事業年度における事業の概況	52
＜主要な業務の指標＞	
・事業粗収益及び事業粗利益率	50
・資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	50
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	50
・受取利息及び支払利息の増減	50
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	51
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	51
＜貯金に関する指標＞	
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	52
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	52
＜貸出金等に関する指標＞	
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	53
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	53
・担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	53
・使途別の貸出金残高	54
・主要な農業関係の貸出実績	55
・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	54
・貯貸率の期末値及び期中平均値	51
＜有価証券に関する指標＞	
・商品有価証券の種類別の平均残高	57
・有価証券の種類別の残存期間別の残高	58
・有価証券の種類別の平均残高	57
・貯証率の期末値及び期中平均値	51
4. 業務の運営に関する事項	
○リスク管理の体制	12
○法令遵守の体制	15
○中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	9
・苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	17

開示基準項目	掲載ページ
5. 組合の直近2事業年度における財産の状況	
○貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	30
○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	56
・破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
・危険債権	
・三月以上延滞債権	
・貸出条件緩和債権	
・正常債権	
○元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額・合計額・正常債権の額	56
○自己資本の充実の状況	
＜自己資本の充実の状況に関する開示項目＞	
●定性的開示事項	
・自己資本調達手段の概要	70
・組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	71
・信用リスクに関する事項	72
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	76
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	78
・証券化エクスポージャーに関する事項	78
・オペレーショナル・リスクに関する事項	71
・出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	78
・金利リスクに関する事項	80
●定量的開示事項	
・自己資本の構成に関する事項	70
・自己資本の充実度に関する事項	71
・信用リスクに関する事項	72
・信用リスク削減手法に関する事項	76
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	78
・証券化エクスポージャーに関する事項	78
・出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	78
・リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	71
・金利リスクに関して組合が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額	80
○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
・有価証券	59
・金銭の信託	61
・デリバティブ取引	61
・金融等デリバティブ取引	61
・有価証券関連店頭デリバティブ取引	61
○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	52
○貸出金償却の額	52
○会計監査人の監査	48



茨城むつみ農業協同組合

〒306-0404 茨城県猿島郡境町長井戸23

TEL.0280-87-1161 FAX.0280-87-6630

URL <https://www.jamutsumi.com/> E-mail jamutsumi.info@ja-ibaraki.jp

令和5年5月発行